



# 大阪音楽大学 研究紀要

## 第五十四号

序 .....	(1)
論文等要旨 .....	(2)
<b>論 文</b>	
学校制度改革と成人年齢 — 教育改革の中で忘れられた論点 — ..... 藤 本 敦 夫 .....	(5)
ベートーヴェンのピアノソナタに見る展開部の発展的方向性 — 調と和声による構成手法 — .....	永 田 孝 信 .....
<b>研究ノート</b>	
19世紀前半ドイツの国民意識形成に関する考察 .....	竹 田 和 子 .....
<hr/>	
大阪音楽大学大学院音楽研究科 修士作品の曲目及び修士作品に関する論文の題目、 修士演奏の曲目及び修士演奏に関する論文の題目 (2014年度) .....	(49)
2015年度 研究助成報告 .....	(52)

大阪音楽大学  
大阪音楽大学短期大学部  
(2015)



## 序

1915年、大阪市南区塩町（現・南船場）に大阪音楽学校として誕生して以来、大阪音楽大学は2015年10月15日創立100周年を迎えました。「世界音楽並ニ音楽ニ関連セル諸般ノ芸術ハ之ノ学校ニヨッテ統一サレ 新音楽新歌劇ノ発生地タランコトヲ祈願スルモノナリ」という創立者永井幸次の言葉を建学の精神として掲げ、音楽を教授・研究する情熱と、音楽を学ぶ心が受け継がれ100年の伝統として区切りの時を刻みました。そして、本学で日々教育・研究に携わる有志が公募に応じ、その専門分野の研究成果の一端を発表する場として発刊を開始した大阪音楽大学研究紀要も第54号を数えます。

実技及び実技関連科目を中心として学生たちが学び、教員も現役の演奏家が多数を占め、音楽ホールを中心とした場でのパフォーマンスが研究活動の中心となる音楽単科大学にあって、研究論文という形で自らの研究成果をまとめ、発表する教員の数は決して多いとはいえません。大学の使命が教育と研究という両輪であり、研究成果は論文として世に問うものであるという常識についてとやかく言うつもりはありませんが、実利とは異なる価値基準を持つ芸術領域、ましてや音楽という時間とともに瞬時に消え去る現象を現象自体として解析するのではなく、芸術的価値として研究対象とすることは実演家にとって想定外のことだと思えます。

このような理由から、研究紀要への投稿論文はどうしても音楽以外の専門分野のものが多くなります。しかし、人間の思考が言葉を媒介することによってしか成立しないということを見ると、音楽研究においても論文として研究成果をまとめることの重要性にはゆるぎないものがあります。今後、大学人としての演奏家にしかできない研究を奨励することにより、独創性あふれる論文が掲載できるよう努めていきたいと考えています。

今回、研究紀要第54号として2篇の論文、1篇の研究ノートをお届けいたします。ご高覧いただきご高評賜りますようお願い申し上げます。

2016年3月1日

大阪音楽大学・大阪音楽大学短期大学部  
学長 武藤好男

# 論 文 要 旨

## Article Summaries

### 【論 文】

Articles

### 学校制度改革と成人年齢 — 教育改革の中で忘れられた論点 —

藤本 敦夫

世界的にみて日本の学校制度は例外的な特徴を持っている。日本の成人年齢は 20 歳だが、多くの国が選挙権と成人年齢を同一の 18 歳とし、それが中等教育終了と高等教育の開始時と一致している。日本では中等教育の終期から若者が成人年齢に達するまでの期間の長さが教育の目的と目標を曖昧にする。さらに悪いことに、このことによって教育制度全体が若者を大人にするのを妨げるシステムとして機能する。にもかかわらず、今日の学制改革に関する議論においてもこの問題が関係者の間に十分に意識された議論の痕跡は見当たらない。教員への意識調査を踏まえつつ、筆者は各学校段階の目的・目標を明確にするために中等教育終期と成人年齢を一致させることが不可欠であることを主張する。「高大接続」改革に先だって高校教育の目的と目標を完成教育段階として再定義するべきと考えられているからである。

キーワード：学制改革、成人年齢、中等教育、完成教育、教員文化

### School System Reform and the Legal Adult Age -A Forgotten Problem in Japan's Education Reform-

FUJIMOTO Atsuo

The Japanese school system has an exceptional feature in the world. Japanese legal adult age (LAA) is 20 years old though so many countries prescribe suffrage the same as the LAA at 18 years old. Also in those countries 18 years old is the graduate age of the secondary education and the commencement age of higher education. The length of the period in which Japanese young people reach the LAA from the upper secondary school graduate age makes the purpose and targets of secondary education ambiguous. And, in the worse thing, the educational system performs for young people not to be adult. But in recent argument, about the school system reform, the author could find almost no trace of argument in which the related people have had enough consciousness about this problem. Based on the questionnaire research about teachers' consciousness, the author insists that we shall decrease the gap between the upper secondary school graduate age and the LAA to clarify the purpose and the target of each stage of schooling. Because the author believes that we should redefine high school education as terminal education before the reform of connection of high schools and universities.

Keywords: Education Reform, Legal Adult Age, Secondary Education,  
Terminal Education, Teachers' Culture

【論 文】

Articles

ベートーヴェンのピアノソナタに見る展開部の発展的方向性

— 調と和声による構成手法 —

永田 孝信

本稿は、ベートーヴェンのピアノソナタについて、使用される調の数、主調との近親関係の有無、転調の頻度及び和声の観点から、この作曲家のソナタ形式における展開部の発展的方向性の詳細を明らかにするものである。このため、ベートーヴェンの32のピアノソナタの中から異なる年代に作曲された8曲を選び、それぞれ第1楽章ソナタ形式の展開部における調と和声の特徴的な展開手法について説明する。その上で、展開部が調の流動性と安定性の対比に基づいて構成される状況、また、調的展開に対する考え方が展開部に留まらず、次第に提示部・再現部・コーダ等の各構成区分や主題間の移行部、さらには主題の内部にまで浸潤していく状況を明らかにし、その背後にあるベートーヴェンの表現的着想の解明を試みる。

本稿の特徴は、展開部において使用される調の範囲と調の推移の状況を曲ごとに図式化し、その特徴点を列挙するミクロ的なアプローチと、各曲に使用される調の実数と延べ数を算出して、全般的な傾向を俯瞰するマクロ的なアプローチを併用したことにあり、両者が相まって各論点に着実な根拠が示されるように努めた点にある。

キーワード：ベートーヴェン、ピアノソナタ、展開部、転調、分析

Progressive Tendencies in the Development Sections  
of Beethoven's Piano Sonatas  
: Construction Techniques through Modulation and Harmony

NAGATA Takanobu

This paper deals with details of progressive tendencies in the development sections of Beethoven's Piano Sonatas, from the point of view of modulation and harmony. For this purpose the author selects the first movements of eight piano sonatas, which are representative of the composer's early, middle, and late periods, and explains his noteworthy, contrasting techniques in keys and harmonies.

The characteristics of this paper are as follows. First, the chain of modulations in a development section is shown in a diagram, where every key is illustrated on a horizontal axis and every bar on a vertical axis. Second, in order to compare with different works, two kinds of sums of keys are presented in a table and on a bar graph: the first one is the sum of keys that appeared in a development section of a first movement, and the second one is the number of keys in a whole first movement excluding the development section. Third, relating to the two above-mentioned points, micro and macro analysis are complementary to one another in the task of assessing and classifying Beethoven's techniques of modulation, namely the contrast between tonal stability and instability.

Keywords: Beethoven, piano sonatas, development, modulation, analysis

【研究ノート】

Notes

## 19 世紀前半ドイツの国民意識形成に関する考察

竹田 和子

中部ヨーロッパ地域に、「ドイツ」の名を初めて冠した「ドイツ帝国」が誕生したのは、1871 年、今から 150 年足らず前のことにすぎない。それ以前のドイツは 18 世紀になっても、300 以上の領邦に分かれていた。ほぼ独立国家といってもよいこれらの領邦が一つにまとまるには相当な困難があったことは想像に難くない。しかし「国民」の一体感を高め、ドイツ統一に寄与した市民階級は、一方で新たな分裂を見ることになった。政治における近代の歴史的発展を、ドイツの歴史家オットー・ダンの 5 段階モデルに従って、1848 年の 3 月革命までのドイツ史を概観し、ドイツの国民形成の過程について考察する。

キーワード：ドイツ、19 世紀前半、国民意識、市民階級、自由主義

## Zur Entstehung des deutschen Nationalbewusstseins in der ersten Hälfte des 19. Jahrhunderts

TAKEDA Kazuko

Mit der Gründung des Deutschen Kaiserreichs 1871 wurde der Nationalstaat der Deutschen endlich errichtet. Bis dahin bestand "Deutschland" aus vielen größeren und kleineren Territorien. Dass diese fast selbstständigen Länder erst nach langwierigen Bemühungen vereinigt wurden, ist leicht vorstellbar. Das Bürgertum, das mit seinem steigenden nationalen Einheitsgefühl bei der Reichsgründung eine große Rolle spielte, begann sich allmählich in Schichten zu spalten wie in Bourgeoisie, Bildungsbürgertum, Kleinbürgertum usw. In dieser Arbeit wird die Geschichte Deutschlands bis 1848 betrachtet und die Prozesse zur Entstehung des Nationalstaats nach dem Modell des Historikers Otto Dann werden dargestellt.

Keywords: Deutschland, die erste Hälfte des 19. Jahrhunderts, Nationalbewusstsein, Bürgertum, Liberalismus

## 【論 文】

# 学校制度改革と成人年齢 —教育改革の中で忘れられた論点—

藤本 敦夫

はじめに

2015年6月17日、公職選挙法が改正され、その翌々日の19日にはこれが公布された。これによって、18歳以上の選挙権が認められ、これまで選挙権を与えられていなかった18歳以上20歳未満の者に一票を投じる権利と義務が認められることになったのである。2007年成立の国民投票法が憲法改正手続きに要する国民投票の投票権を特別に18歳以上と定めた際には当時の政権与党の政治的思惑への警戒もあったが、今次の18歳以上への選挙権の普遍的開放は国会において全会一致で可決された。本論において詳述するが、18歳選挙権制は世界的趨勢であり、また、選挙権年齢は多くの国で成人年齢と一致しているのが大勢である。

ところで、改正公職選挙法の附則第11条は以下のように命じている。

(法制上の措置)

第十一条 国は、国民投票（日本国憲法の改正手続に関する法律（平成十九年法律第五十一号）第一条に規定する国民投票をいう。）の投票権を有する者の年齢及び選挙権を有する者の年齢が満十八年以上とされたことを踏まえ、選挙の公正その他の観点における年齢満十八年以上満二十年未満の者と年齢満二十年以上の者との均衡等を勘案しつつ、民法（明治二十九年法律第八十九号）、少年法その他の法令の規定について検討を加え、必要な法制上の措置を講ずるものとする。

つまり、18歳選挙権との整合性を念頭に各種法令の見直し、とりわけ選挙権と関連性の高い成人年齢の18歳への引き下げも検討課題とされているのである。<sup>(1)</sup>

各種の世論調査によれば、成人年齢の18歳への引き下げに関しては選挙権の18歳への引き下げよりも反対が多い結果となっている。そのメリットとデメリット（あるいはリスク）についての議論は十分に尽くされるべきであると考えるが、筆者は教育制度論の視点から、基本的に18歳成人（18歳成年制）<sup>(2)</sup>を支持し、それに見合う各学校段階の目標の明確化に期待する立場をとる。世界的にみて、選挙権年齢と成人年齢が教育制度上の学校段階の区切りと噛み合わず且つ乖離の大きい数少ない国の一つが、他ならぬ我が国であるということ、そして、それこそが、我が国の教育制度をして「若者が大人になるのを妨げるシステム」にしている根源的な要因の一つであると筆者は考えている。にもかかわらず、このことが意外にも多くの教育関係者に意識されていないと思われることも重大な問題である。

教育再生実行会議の第四次提言を引き継ぐ形で公にされた中央教育審議会答申『新しい

時代にふさわしい高大接続の実現に向けた高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的改革について(答申)』<sup>(3)</sup>(2014年12月22日)においてさえ、高校で育成すべき資質・能力についての抽象的記述はあっても、成人年齢に関する記述はみられない。

もちろん、「成人(あるいは成年)」や「大人」の定義は多義的であるが、どこまでで一応の大人とみなすか、そしてその達成目標を学校制度のどの時点に設定するかという考察は教育制度の根幹に関わる論点となるはずである。

以上の問題意識から、本稿では学校教育の制度的区分と選挙権年齢・成人年齢に関する世界的動向を総括すること、我が国の学校制度区分と成人年齢の乖離がもたらす学校文化・教師文化の特徴をさぐること、その上で我が国の学校制度固有の問題点を明らかにし、成人年齢と学校制度の区切りを適切にリンクさせる必要性を示すことを試みたい。

## 1. 選挙権年齢・成人年齢と教育制度

### (1) 選挙権年齢と成人年齢に関する世界的趨勢。

世界各国の成人年齢、選挙権年齢、教育制度等に関する政府機関による調査のある特徴について見ておこう。

国立国会図書館調査及び立法考査局の佐藤らによる調査『諸外国の法定年齢 選挙権年齢・成人年齢引き下げの経緯を中心に』<sup>(4)</sup>は、日本、イギリス、アメリカ、ドイツ、フランス、イタリア、カナダ、ロシアの主要8カ国(G8)に大韓民国及びニュージーランドを加えた10カ国について、選挙権年齢、国民投票の投票権年齢、民事上の成人年齢、婚姻適齢、刑事手続において少年として扱うことができる年齢についての規定の改正経緯及び現状を紹介した労作である。また、本編もさることながら、欧米諸国を中心とした20カ国について、上記の各種法定年齢に義務教育修了、飲酒・喫煙に関する年齢の情報を加えて一覧にまとめた「参考資料1」と選挙権年齢・被選挙権年齢について189カ国・地域を調査し一覧にした「参考資料2」も貴重な資料である。

佐藤らが調査した189カ国・地域のうち、18歳までに選挙権を付与している国は170カ国・地域であり、89.9%に上っていることから「選挙権年齢の世界の趨勢は18歳であるといってよい」<sup>(5)</sup>と総括し、また、2007年に16歳に引き下げたオーストリアや16歳への引き下げを検討しているドイツやイギリスの例も紹介している。この調査が主要8カ国に加えて大韓民国及びニュージーランドについて詳細な背景や経緯をまとめているのは、両国において選挙権年齢と成人年齢が異なることによる。「欧米諸国では、選挙権年齢と民事上の成人年齢とを同一とするとともに、その年齢を18歳とする傾向が一般的である」<sup>(6)</sup>ことから、これが異なることが例外的であるという認識が背景にあると言える。

一方で、佐藤らの調査は義務教育年齢については併せて行っているが、本編中、高卒程度の年齢と婚姻適齢に関する1996年の法制審議会の議論に触れている以外は、中等教育の終了年齢すなわち、日本における高校卒業年齢と大学教育の開始年齢との関連は意識さ

れていないように思われる（ただし、大韓民国に関する記述において高校と成人年齢の関係についての注目すべき記述があるが、これについては後述する）。

## (2) 諸外国が 18 歳選挙権並びに 18 歳を成人とする理由

2008 年 9 月の法務省『諸外国における成年年齢等の調査結果』<sup>(7)</sup> は、58 カ国に関して私法上の成年年齢、養親となれる者の年齢、婚姻適齢、選挙権年齢、成年年齢変更の有無及び変更の時期、変更前の成年年齢、成年年齢を定めた理由並びに変更の理由について一覧表としたものである。

18 歳への選挙権年齢、成人年齢の引き下げの契機は国によってさまざまである。たとえば、1968 年のフランス「5 月革命」の思想的影響（ルクセンブルク）、青年団体の強い要求（ドイツ）、1972 年の欧州評議会決議第 28 号による当時の EU 加盟国への勧告（オランダ、スペイン、ポルトガル等）、ベトナム戦争当時、徴兵年齢 18 歳に対して選挙権が 21 歳以上という権利と義務の不均衡を是正する必要（アメリカ）等が挙げられている。

### i) 各国の 18 歳観

18 歳という年齢についての各国の見方はどうか。18 歳を成人とする代表的な理由をピックアップしてみよう。以下の引用は特に断りのない限りは法務省『諸外国における成年年齢等の調査結果』による。（pdf 版全 5 ページだがページ番号は付されていない）。

「18 歳は法的能力を有するに十分成熟していると考えられるため。」（ギリシャ）

「時代とともに、若年層の成熟化が進んでいること。18 歳までにほとんどの者は権利と義務を享受する準備ができており、コミュニティー全体も若年層の参加により大いに利益を受けるであろうこと。」（イギリス）

「すべての点で、男女とも 18 歳で一世代前の 21 歳と同じくらいの成熟性を有している。」（オーストラリア）

「18 歳に達すれば知的に十分な判断能力を備えていると考えられるから。」（中華人民共和国）

「18 歳という年齢は、自己の行為について完全に理解できる年齢であり、精神的な成熟度からして自己の行為の結果について責任をとれる年齢と判断しているから。」（モンゴル）

このように、洋の東西を問わず、若者の成熟の早期化を前提に成人たる能力を 18 歳に認めるのが一般的傾向となっている。

### ii) 成人年齢と教育制度の関係

次に、成人年齢と教育制度の関係についての記述を見てみよう。

フランスやニュージーランドは中等教育や高等教育の普及を理由として挙げているが教育制度の接続時期との関わりについての記述が二カ国について見られる。

「身体的・精神的に未熟な状態から脱し、大人としての自律性を有するようになるのが、社会通念上 18 歳からと考えられている（中等教育を終了し、高等教育を開始する年齢も同じく 18 歳である）。」（ベルギー）

カナダは州によって異なり、6 州が 18 歳、4 州が 19 歳となっている。この理由については以下の記述がある。「他の州とは異なり 19 歳にしている理由ははっきりしないが、高校を終えている必要があるか否かの認識の違いではないか。」（カナダ・ブリティッシュ・コロンビア州）

なお、前掲の佐藤らの調査において成人年齢を 19 歳とする大韓民国について、その理由として、選挙権年齢と同様に「18 歳を成人とすると高校 3 年生に未成年者と成人が混ざる問題が生じるため」という同国法務部の説明が紹介されている。<sup>(8)</sup>

成人年齢と教育制度の関わりについての記述が多くないのは、義務教育年限についての質問はあっても中等教育の終了年齢と高等教育開始年齢に関する質問がないことも一因と考えられるが、それ以上に、特に欧米では高等教育への新規参加者が既に成人年齢に達していることが自明となっていることによると推測される。一方、19 歳としているカナダのブリティッシュ・コロンビア州や大韓民国では高校教育の最終学年との関連が意識されていることがわかる。後期中等教育をいわゆる「完成段階」とみなすという点では、18 歳成人を認めている国々と共通するからである。成人年齢に関する今後の我が国の議論の中で考慮されてしかるべきであろう。

### (3) 日本の選挙権・成人年齢と教育制度

以上のように、例外はありつつも世界的趨勢は 18 歳選挙権と 18 歳成人であることは明らかである。一方で、我が国の議論においてほとんど意識されていないのが成人年齢と教育制度上の中等教育の終了年齢並びに大学教育の開始年齢との関わりである。

#### i) 日本の教育制度の特殊性

日本では 1876 年（明治 9 年）に成人年齢を 20 歳と定めて以来 140 年が経過しようとしている。毎年のように報道される「荒れる成人式」も季節の風物詩であるかのように国民の間に浸透している。その、あまりにも「自明であること」が逆に制度的問題点を見えなくしているのではないか。

日本の高校 3 年生は、特別な事情がない限りはその学年の間に満 18 歳に達することになる。成人年齢 20 歳に達するのはその 2 年後である。高校を卒業して就職する者は、社会的自立の一つの要件であるところの経済的自立に大学進学者より一足早く接近する。高校生の場合は職業科の生徒と普通科の生徒、高校卒業生については高卒就職者や職業に直結した専門学校や各種学校に進む者と大学進学者との間に、法的に成人になることとは違った意味で「大人になること」に関する意識の違いが生まれることは想像に難くない。

一方、エリート大学の時代からマス化を超えてユニバーサル化（ユニバーサル・アクセ

ス化)の時代を迎えた大学教育は、後期中等教育たる高校教育との断絶よりもむしろ連続しないし延長として捉えられるようになってきている。そして、筆者が考える問題は、日本における中等教育終了年齢＝高校卒業年齢並びに大学教育の開始年齢と選挙権年齢・成人年齢の間の開きの大きさである。

世界的趨勢から見れば、高校卒業者は法的に成人であり、選挙権も与えられているのに対して、日本では個々の誕生日にもよるが高校卒業後少なくとも1年以上、最長で2年間は成人とならない。成人年齢を19歳としている大韓民国よりもさらに1年間、未成年に留まるのである。

日本の学校制度あるいは学校系統図だけを見る分には、それほど特異なシステムには見えないはずである。教育制度論関係の書物にしても、制度内の学校段階の接続関係や義務教育年限等は記されているが、管見の限り、そこに成人年齢に関する記載のあるものはほとんどない。日本の教育学者の多くにとって、成人年齢が20歳というのは所与の事実であり、問題視されることがこれまであまりなかったのではないだろうか。

そのため、成人年齢が20歳に設定されていることに注目すると、実は日本の教育制度が世界的に見て特異な条件下に置かれており、そのことが各段階の教育機関の目的、生徒・学生の処遇の仕方や教員・親・生徒・学生さらには教育政策立案者や社会全体の教育観に対して心理学的・社会的に大きな影響を与えていることが、日本の教育制度の隠れた問題点として理解されるのではないか。

## ii) 各学校段階の目的・目標と当事者の意識に及ぼす影響

以下の議論は、現在の我が国における高校生中に占める割合と、大学進学率を考慮して最大人口である普通科高校と大学を念頭に置いている。

まず、高校についてみてみよう。日本の高校とその教員はその生徒が卒業する時点で成人たるにふさわしい能力を持つように教育することを義務として意識していない。従って、日本の高校は世界的に見ても際立って生徒を「こども扱い」することになる。<sup>(9)</sup>

かつて、人類学者のトーマス・ローレンは日本における詳細なフィールドワークを通じて以下のように指摘していた。

「日本の高校を訪問しはじめたころ、教師が、生徒のことをきまって『子ども』とよんでいるのに気がついて、とてもびっくりした。」<sup>(10)</sup>

「アメリカ人にとっての高校生は、たとえ完全に大人とはいえないにしても、ほぼ大人に近い存在であり、大人とみなし、大人として処遇してよい存在である。だから、このようなアメリカ人の態度を日本の年齢観と比較すれば、その違いはじつに意味深長である。

一般にアメリカの教師は、大人としての権利と義務を十代の若者に与えることが、健全な教育のあり方だと考える。」<sup>(11)</sup>

「日本の高校教師は、生徒たちに、大人としての自覚をもつよう奨励しているわけでもない。事実、教師の義務は、生徒たちが大人の楽しみや悪行に手を出さないようにすること

にある。」<sup>(12)</sup>

ローレンの指摘した日本の高校とその教員の特質は今日においても現実を示すものとして妥当性を持つであろう。

それが高校教員も含めて社会全体の高校生観に及んでいることは、比較的最近の社会学者メアリー・C・ブリントンの著作によっても裏付けられる。

「企業関係者のなかには、高校三年生はまだ思春期の若者にすぎず、仕事の世界に入っていくために助けが必要だと言う人も多かった。この年頃の若者がまだ幼く、世間を知らないという見方は、私が話を聞いた高校の先生たちもよく口にした。」<sup>(13)</sup>

次に大学はどうか。欧米の大学は新規参入者である新入生の時点で学生が成人であることがほぼ自明であることは既に述べた。しかるに、日本の大学は浪人経験者や社会人入学者を除けば新入生は基本的に未成年であることが前提となっている。従って、大学も学生をこども扱いする傾向がある。<sup>(14)</sup> つまり、高校も大学も生徒・学生を大人として扱うことが義務付けられていないのである。そして高校・大学の教員の側には生徒・学生を大人として処遇する意識が希薄である。

ブリンтонは、「社会の制度的環境が人々の行動の影響を受けて形成される一方で、人々の行動の仕方も社会の制度的環境の影響を受ける」<sup>(15)</sup> と述べているが、このことは学校や教員の側についてだけでなく、生徒・学生の立場についても当てはまるであろう。

日本の高校に在籍する生徒からすれば、高校卒業までに「大人になる」ことを求められることがない。比較的意識の高い生徒であれば「こども扱い」されることに反発し、自分が大人であることを示そうとするが、一方で「こども扱い」されることで重い責任を負わされないことに安心感を覚える生徒も多数存在するであろう。

そして、高校の延長という感覚で大学に進んだ学生も、高校生と同様、意識の高い自立指向の学生とまだ大人になりたくない安住指向とに分化する傾向が見られる。<sup>(16)</sup>

いずれにせよ、中等教育終了年齢並びに高等教育の開始年齢と法定成人年齢との大きな乖離が教育制度全体をして「若者を大人にしないシステム」として機能せしめることになると筆者は考えている。

### iii) 教育改革の論議における 18 歳成人問題の不在

「はじめに」で述べたように、この間の教育改革の焦点の一つが「学制改革」であり、各学校段階の接続関係の改革が重要な課題とされているにも関わらず、教育制度の区分と成人年齢の問題が併せて議論された痕跡は見られない。2013 年 10 月に公にされた教育再生実行会議の第四次提言『高等学校教育と大学教育の接続・大学入学者選抜の在り方について』は、この問題を扱うには格好のテーマであるはずだが、成人年齢に関する記述はない。教育再生実行会議のこれまでの会議配布資料は膨大なものになるが、八次に渡る諸提言の「論点まとめ」や議事録、学校制度に関する文部科学省提出資料にも、成人年齢と教育制度・学校制度の区切りについて関連付けた記述は一切見られない。<sup>(17)</sup>

また、文部科学省生涯学習政策局調査企画課の『教育指標の国際比較』各年度版その他の文部科学省による資料集や調査報告にも成人年齢と教育制度の関わりについての記述は見られない。(18)

このように、20歳成人が自明のものとして疑問視されないのが今日の教育政策と改革動向の重大な問題点の一つであると筆者は考えている。(19)

## 2. 18歳選挙権・18歳成人に関する教員の意識

### (1) 意識調査の契機

2015年5月31日に仙台大学で開催された全国私立大学教職課程研究連絡協議会(全私教協)第35回研究大会に第11分科会『教職課程の改革課題 - 多様なテーマのなかでどう考えるか -』において、筆者は3名のパネリストの一人として発表を行った。

筆者の発表の趣旨は、この間の教育改革の流れが本質的な教育論を欠いたまま進行していること、これに対して多くの大学も教育に関する理念や本質論を後回しにして対応に追われがちであることを指摘し、本来検討されるべき論点や課題を提起することであった。その発表の中で、約160名の参加者(事前申込数)に18歳選挙権と18歳成人のそれぞれについて、賛成、どちらとも言えない、反対の三択で挙手による回答を求めた。挙手による回答を目測したので正確な人数を数えたわけではないが、18歳選挙権については、賛成が4割、どちらとも言えないが3割、反対が3割程度だったと記憶している。この結果も意外であったが、さらに驚いたのは18歳成人についての回答であった。賛成が2割を切り、どちらともいえないが3割弱、残りが反対であった。回答者のほぼ全員が私立大学の教職課程で教職科目を担当する大学教員であることから、18歳成人への賛成が多数だろうと予測していた筆者には衝撃的な結果であった。この時から次のような疑問が生まれたのである。

「教育関係者だから賛成だと思っていたのはこちらの思いこみで、教育関係者だからこそ18歳成人に否定的ないしは慎重になるのではないか」。

そこで、本年6月以降、担当する授業、大学外での講演会、教員免許状更新講習等、ある程度まとまった人数の集まる機会を利用して質問紙による意識調査を試みた。ここでは、その中で大阪音楽大学教員免許状更新講習「共通必修科目 教育の最新事情」受講者を対象に行った意識調査結果を紹介し、成人年齢が20歳と定められていることによって学校教員の生徒観や若者観、教育観が心理学的・社会的に大きな影響を受けていることを裏付けてみたい。もとより、綿密に計画した調査とは言えず、またサンプル数の問題もあって、以下の結果は粗いものではあるが、一定の傾向は示すものと考えている。

### (2) 調査結果の評価の観点 - 新聞各社の世論調査結果より -

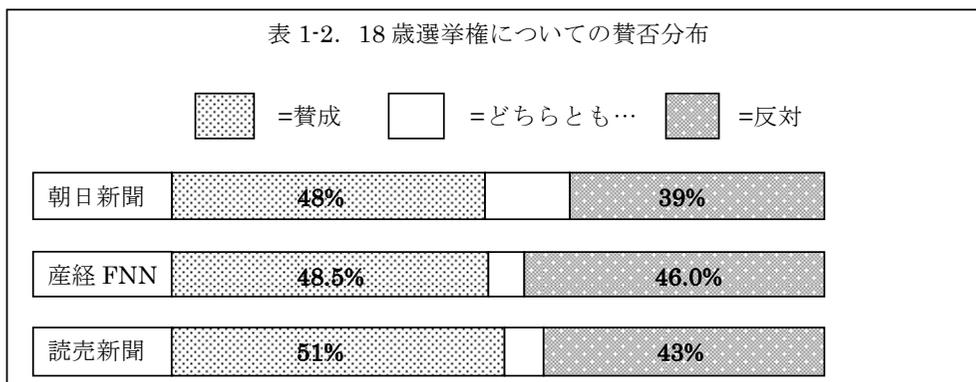
そもそもの発端となった全私教協研究大会分科会における質問は直近に公にされた新聞

各社の世論調査結果を念頭においていた。2015年3月以降の三社の調査結果を一覧にまとめたものが以下である（ここでは各社が公表した数値をそのまま使用している）。<sup>(20)</sup>

表 1-1. 18歳選挙権についての賛否

18歳選挙権	世論調査実施主体	賛成	反対
	朝日新聞（3月）	48%	39%
	産経・FNN 合同（3月）	48.5%	46.0%
	読売新聞（3月）	51%	43%

表 1-2. 18歳選挙権についての賛否分布



（賛成と反対以外の回答については各社公表の仕方が異なるので、筆者の判断により便宜的に「どちらとも言えない」としたため数値は示していない）。<sup>(21)</sup>

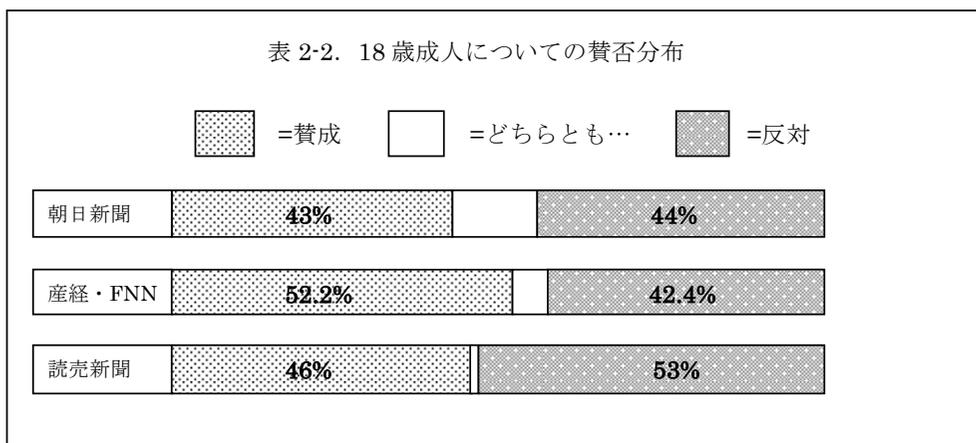
一般に世論調査は、調査内容や方法によって新聞社ごとの結果に大きな差が生じることは一般に知られているところであるが、賛成が反対を上回っている点は各社共通である。そして、全私教協研究大会における大学教員対象の挙手による回答はこれらと比べて賛成と反対が逆転していた。つまり、少なくとも当日参加していた大学教員について言えば、反対ないし慎重派が上回っていたのである。

次に18歳成人に関する各社の世論調査結果を見てみよう。

表 2-1. 18歳成人についての賛否

	世論調査実施主体	賛成	反対
18歳成人	朝日新聞（3月）	43%	44%
	産経・FNN 合同（3月）	52.2%	42.4%
	読売新聞（10月）	46%	53%

表 2-2. 18 歳成人についての賛否分布



こちらは、18 歳選挙権と異なり、各社によってばらつきが大きい。産経・FNN 以外は反対が賛成を上回る結果となっている。また、読売新聞社の結果で反対の多さが目を引くが、それは以下のような質問の仕方によるものと推測される。

「民法では、成人となる年齢を 20 歳としており、未成年者は親の保護のもとに置かれています。選挙での投票や飲酒などの年齢は、別の法律で定められています。あなたは、民法が定めている成人の年齢を、18 歳へ引き下げること、賛成ですか、反対ですか。」という質問は、極めて丁寧に問題が民法に関するものであると限定する意図があったと思われるが、質問された側には、「飲酒」という個別事項の印象から慎重な答えに傾く心理が働いたのではないだろうか。そして、飲酒と喫煙への懸念が特に教育関係者の回答に一定の影響を及ぼすことも推察されるが、実際、次節(3)で述べるように、筆者が行った教員対象の意識調査の回答にも飲酒と喫煙への懸念が一定の影響を及ぼしていると推測できる。

いずれにしても、こと 18 歳成人についての全私教協研究大会分科会参加大学教員の挙手回答はもっとも賛成の少ない読売新聞社の調査結果よりさらに賛成率が低かったのである。

さしあたり、各社の調査結果の中で、3 社の中では中庸の結果と見られる朝日新聞社の調査結果を以後の比較の基準とすることとする。

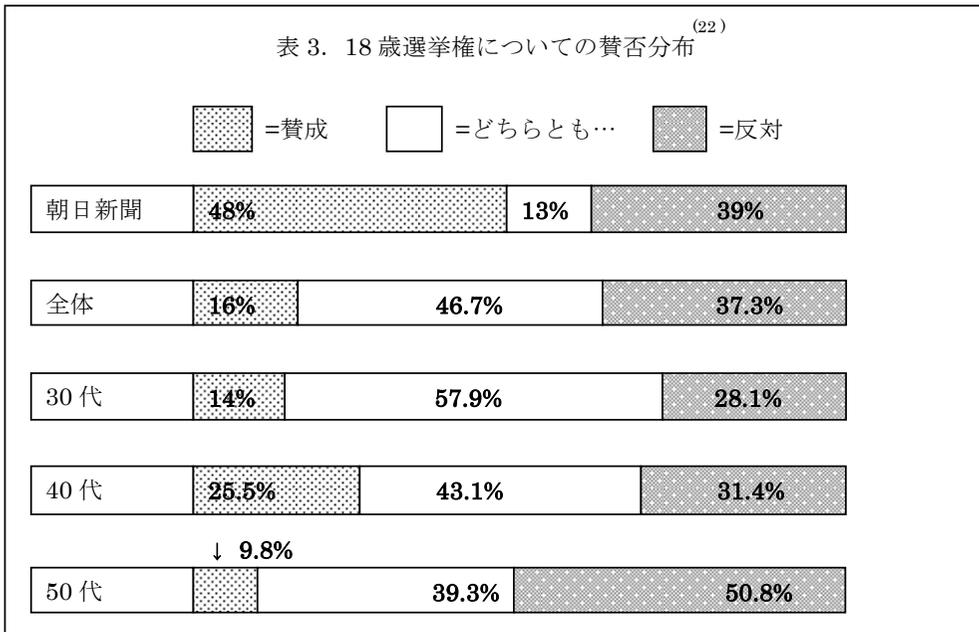
### (3) 現職教員の意識－教員免許状受講者を対象とするアンケート調査

2015 年 8 月 4 日～5 日に実施された大阪音楽大学教員免許状更新講習共通必修科目「教育の最新事情」の受講者は 169 名であった。質問票は無記名で、質問項目は①性別、②年齢、③勤務する学校の種、④教員免許状取得大学の種別、⑤18 歳選挙権についての賛否、⑥その理由（自由記述）、⑦18 歳成人についての賛否、⑧その理由（自由記述）である。

#### i) 18 歳選挙権に関する学校教員の意識（全体と年代別の分析）

18 歳選挙権に対する賛否を問うた質問への回答結果をグラフ化したものが以下である。なお、合計数 169 名の年齢別内訳は 30 代が 57 名、40 代が 51 名、50 代が 61 名である。

表 3. 18 歳選挙権についての賛否分布<sup>(22)</sup>



どの年代についても賛成が少なく、反対と「どちらとも言えない」が7割を超えている。特に、年代別では50代での反対が半数以上で賛成が一割を切る結果となっていることが突出した結果となっている。

自由記述における反対理由は、大別して次のようなパターンに分類される。

①選挙権年齢引き下げの政治的背景や政府による教育の政治利用への警戒感によるもの。

「票の母数を増やすことが目的であり、若い世代に無意味に責任を押し付けているだけのこと。」(反対 35歳女性 高校)

②18歳～20歳未満の若者の政治的判断力や投票行動に関する不信感によるもの。

「18才はまだ若すぎ。中高生と少ししか変わらない価値観をもっている。世の中のことがわかっていないのに選挙権はある意味キケンである。」(53歳 女性 中学校)

③18歳未満～20歳はまだこどもである。「責任を押し付けるのはかわいそう」という意見も含む。

「今の高校生を見ていると、さまざまな面においてまだ子供だと思える。政治などに目を向ける学生もいるが、少数派。まず成人式を迎え、自覚を育ててからと考える。」(53歳 女性 高校)

なお、40代～50代では「我が子を見てとても任せられない」という親としての立場からの回答も見られた。

他方、賛成理由には18歳の判断力や責任能力に期待する意見が多かったが、「高校まで

の政治教育等の環境整備を先行させるべき」等の条件付きの賛成も散見された。この点については18歳選挙権を基本的に支持する筆者も同感である。

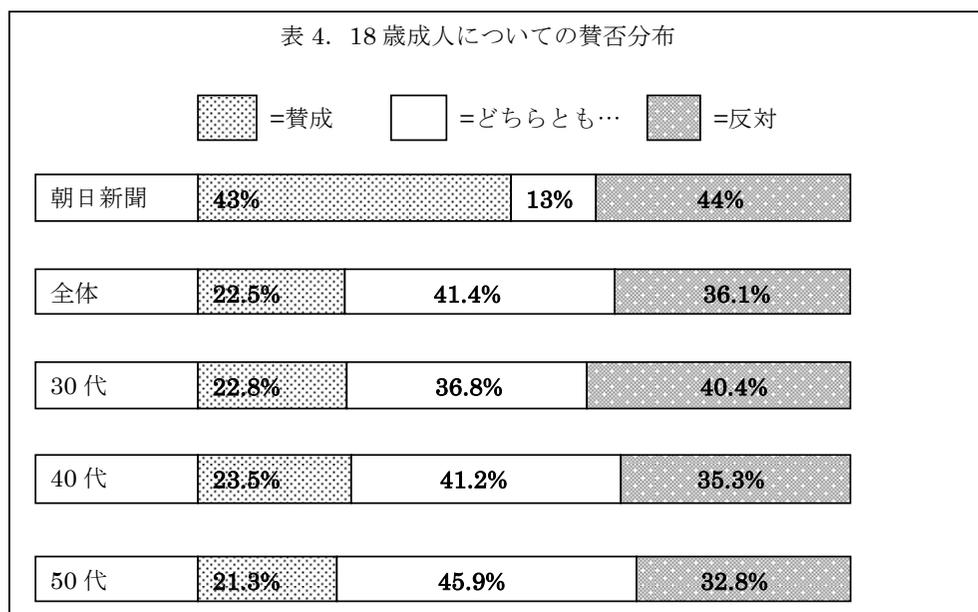
ii) 18歳成人に関する学校教員の意識（全体と年代別の分析）

18歳成人について賛否を問うた質問への回答結果をグラフ化したものが表4である。受講者全体並びに年代別の回答分布を朝日新聞世論調査と比較してみると、現職教員の賛成の割合がいずれの年代も朝日の調査の約半分であること、明確な反対は朝日の調査より若干低めの割合となるが、かわりに「どちらとも言えない」の割合がどの年代も4割前後である。すなわち、全体並びに各年代において、18歳成人に慎重ないし懐疑的な回答が多いと言えよう。18歳選挙権に関する賛否との違いは、年代による差があまり大きくないことである。

こちらの自由記述においても、反対理由は18歳選挙権と同様のものが多い。特に18歳の「幼さ」を指摘する記述が目立つ。

「必要性が分からない。精神的にはおさなくなっている。」（53歳 男性 支援学校）

「20歳で成人でいいと思う。だってまだ子供だし。」（45歳 女性 その他）



18歳選挙権との違いとしては飲酒・喫煙に関する懸念（高校生の飲酒・喫煙が増えるとか、生徒指導が大変になるという、学校関係者としての懸念）が目立つ。また、賛成意見においては少年法の適用年齢の引き下げをセットにすることを条件とするものも見られた。

## iii) 調査結果のクロス分析

18歳選挙権と18歳成人に関する賛否をクロスすると興味深い結果がえられた。

表5. 18歳選挙権と18歳成人についての賛否クロス集計（実数とパーセンテージ）

		18歳選挙権			
		賛成	どちらとも	反対	計
18歳成人	賛成	11 (6.5%)	22 (13.0%)	5 (3.0%)	38 (22.5%)
	どちらとも	10 (5.9%)	35 (20.7%)	25 (14.8%)	70 (41.4%)
	反対	6 (3.6%)	22 (13.9%)	33 (19.5%)	61 (36.1%)
	計	27 (16.0%)	79 (46.7%)	63 (37.3%)	169 (100.0%)

特徴としては18歳選挙権と18歳成人の両方に賛成する回答の少なさである。

また、世界の趨勢としては成人年齢と選挙権年齢は同じ年齢にするのが主流となっている中で、回答にはある種のねじれが生じている。つまり、どちらか一方には賛成だがもう一方には反対ないし慎重という回答である。

18歳選挙権に賛成で18歳成人に反対する回答は、18～20歳未満の頼りなさとともに、この年齢を保護の対象と見なす、いわゆる「パターナリズム型」というべきではなかろうか。このパターンの自由記述の典型的なものをいくつか見ておこう。

「考えに未熟な部分もあるかもしれないが、幅広い年齢層の意見を反映できると思う。」として18歳選挙権に賛成だが、18歳成人については「飲酒・喫煙も可となるなら反対です。」（44歳 女性 その他）

「早くから政治(世の中の動向)に興味を持つことは必要。」としつつ18歳成人には「犯罪・事件などに関しては賛成よりではあるが…(未成年の犯罪の多さから)飲酒・ギャンブルについてはどうかと??？」（54歳 女性 支援学校）

一方、18歳選挙権に反対し、18歳成人に賛成する回答は、たとえば、18歳～20歳未満の頼りなさは認めつつも、少年法の引き下げは求め法的責任を取らせるという「義務押しつけ型」の理由が目立った。

どちらにも反対の理由として筆者が注目したのは、教員としてではなく全面的に親の立場から回答したと受け止められる以下の記述である。

「親として『18歳で成人』という意識で子育てをしていないし、問6(18歳選挙権：筆者註)と同様、18歳ではまだ責任を持ってないと思う。」（44歳 女性 その他）

## (4) 調査から得られたもの

非常に粗い調査であることは承知の上で総括すれば、学校教員の18歳選挙権と18歳成人制に関する態度は各種世論調査結果との開きが大きいことが指摘できよう。総じて選挙権と成人年齢の引き下げに否定的ないし慎重な回答が多くなっている。その結果の背景には教員という立場や経験が大きく影響しているのではなかろうか。そして、その根底的原

因は、20歳=成人=大人が自明視され、教育制度の区切りとの不整合、すなわち高校卒業と大学をはじめとした高等教育の開始年齢との大きな乖離の問題性が教員に意識されていないことにあると考えられる。教育政策立案者間でさえ我が国の学校制度の特異性が全く意識されていない上に、教員の多くが20歳=成人ということを受容し無条件に受け入れていく限り、各学校段階の本来の目的や目標が曖昧化されることになるのである。

### 3. 18歳成人を前提とした教育制度の在り方

我が国の教育制度が若者が大人になることを妨げるように機能している、ということを書き手はこれまで主張してきた。それは原因と結果の倒錯に注目してきたからである。

現代日本を代表する教育社会学者である広田照幸は「極言すると、社会と無関係にアブリオリに存在する客観的な集団としての『子供』は存在しないのである。社会が子供に関するある標準や規範を設定し、それに従って処遇する」<sup>(23)</sup>と述べる。

そして、社会の中で支配的なシステムの在り方がそれに関わる人間の意識と行動を左右する。このことを本稿の主題に即して書き手なりに敷衍すれば、18歳～20歳未満が頼りないから成人と認められないというのは、実は逆もまた真なりなのであって、選挙権を与えていないことや成人と認めない仕組みの中で育てられるから当該年齢の若者たちは頼りなくてよいし、また、親・教師・社会全体が若者の頼りなさを嘆きつつも暗黙のうちにその現実を甘受しているから、実際に頼りなくなるのではないか、ということである。

教員対象の意識調査の結果は、まさにそうしたシステムの中で経験を積むことによって高校生を「まだこども」と見なし、20歳成人を無自覚に自明視し、18歳時点で成人にふさわしく育てると意識の希薄化が固定化されてきたことを示すものではなかったか。<sup>(24)</sup>その根底には確かに教師としての「良心」や「教育的愛情」があるのは理解できる。しかし、池谷壽夫が明らかにしたように、「愛情を持って子どもを害悪から保護し健全に育成し善導しなければならないというイデオロギーと、それにもとづいてなされるさまざまな〈教育〉的措置」<sup>(25)</sup>によって、生徒に過剰に干渉し生徒をこども扱いすることを自らのアイデンティティとする教師と、そのもとで暗にこどもであり続けること求められる生徒との間の「共依存」を生み、それが再生産されてきたのである。

以上より、今後の教育改革において重要と思われる主な論点は以下である。

第一に、教育制度を考える際に求められる人物像には18歳成人の視点が欠かせないことである。政府の改革提案にはグローバル化や産業界の求める能力像はでてくるが、生徒を大人にする視点が欠けているからである。18歳成人がグローバルスタンダードであることを、教育政策立案者をはじめ現職及び将来の教員、父母、児童生徒を含めて社会全体の共通認識としていくべきである。若者を何歳で大人にするかという原理的大前提に関わる議論を欠いたまま個別領域の教育改革を進めていくことは、場当たりの寄せ木細工作りとなる危険が大きいと考える。

第二に、成人年齢を 18 歳に引き下げ選挙権年齢と揃えることで学校制度の区切りとの乖離幅を縮小すべきことである。これによって高校卒業年齢には若者が成人でなければならないということの中身、具体的には中等教育の理念と目的・目標の再確認が必要となる。かつて佐々木享は『高校教育論』<sup>(26)</sup>において、中等教育を「完成教育」として捉える重要性を力説していたが、その後今日に至るまでの高校改革の動向にあっても佐々木の問題提起が十分に意識されてきたとは言えない。

そもそも、社会とのかかわりに関する義務教育ならびに高校教育の目標として学校教育法が命じているところのものは、18 歳選挙権や 18 歳成人と矛盾しない。矛盾しているのは学校教育法の諸規定が求める「完成教育」像と現行の成人年齢の乖離の方である。学校教育法第 51 条の条文は以下のとおりである。これを素直に読めば高校卒業時に大人となることを期待されていることが理解されよう。

「高等学校における教育は、前条に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

1. 義務教育として行われる普通教育の成果を更に発展拡充させて、豊かな人間性、創造性及び健やかな身体を養い、国家及び社会の形成者として必要な資質を養うこと。
2. 社会において果たさなければならない使命の自覚に基づき、個性に応じて将来の進路を決定させ、一般的な教養を高め、専門的な知識、技術及び技能を習得させること。
3. 個性の確立に努めるとともに、社会について、広く深い理解と健全な批判力を養い、社会の発展に寄与する態度を養うこと。」<sup>(27)</sup>

現在、中央教育審議会の答申をもとに高大接続改革が進められようとしているが、そもそも高校がどこまでの教育責任を負うかを明確にしないまま、今のところ大学入試制度改革に焦点化された形で議論は推移している。最も根本的な議論が抜け落ちているように思えてならない。

第三に、教育関係者の意識改革が重要になろう。特に、1989 年に国連で採択、我が国も 1994 年に批准した「子どもの権利条約」に関して、より深い理解とそこから求められる 18 歳までの教育の在り方、達成目標を具体化する視点が重要となるはずである。<sup>(28)</sup> 同条約では 18 歳未満のこどもに対して参政権を除いて、①表現・情報の自由（第 13 条）、②思想・良心・宗教の自由（第 14 条）、③結社・集会の自由（第 15 条）、④プライバシー・名誉権（第 16 条）、⑤情報へのアクセス権（第 17 条）という市民的自由権が認められている。裏返せば、18 歳になれば参政権すなわち選挙権が認められるのは必然ではないのか。そして、同条約全体の趣旨からしても 18 歳以上はこどもではなく成人＝大人なのである。<sup>(29)</sup>

おわりに

本稿では、我が国において成人年齢と学校制度の区切りが大きく乖離していることに注目し、それが教育政策立案者においても学校教育関係者においても奇異なことと意識され

ていないことを明らかにした。あわせて、制度の在り方が教員の意識にも作用し、学校制度をして「若者を大人にしない」システムとして機能せしめている可能性が高いことを示した。

もとより、成人年齢と学校制度の区切りを整合させるだけで即座にさまざまな問題が解決するとは考えていないが、学校の在り方を考える上で大前提の認識が欠けていること自体が大問題なのである。今後、社会全体として教育改革に「本気で」取り組むのであればまず何よりも本質的な議論を踏まえなければならない。18歳成人を視野に入れ、学校制度の区切りとの乖離の解消を図りつつ、特に中等教育の目的・目標を「完成教育」として再確認し共通認識とすることで、高校だけでなくその前後の教育機関の目的・目標もより明確になるはずである。それを踏まえたうえで、教員の意識改革、教育内容や方法の改善充実、これまでの生徒指導や進路指導の在り方の再吟味等が必要となるであろう。

## 註

- (1) ただし、憲法改正のための国民投票法による18歳投票権が先行し、次いで選挙権年齢の18歳への引き下げ、そして成人年齢の18歳への引き下げという検討の順序は、人権論や教育論からみて明らかに倒錯していると言わざるを得ない。そういう意味で、ようやく成人年齢の引き下げが正面から取り上げられる意義は大きいであろう。
- (2) 法令上は「成年」が正しいが、最近の世論調査や各種の政策文書では「18歳成人」というように「成人」が用いられることが多い。また「成人式」に示されるように、社会的慣行や一般的な感覚では「大人」＝「成人」の方がより直感的な理解であるように思われる。本稿の関心の根底には「若者を大人にする」教育制度の模索という問題意識があるため、あえて「成人」の語を用いることとする。
- (3) 中央教育審議会『新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的改革について～すべての若者が夢や目標を芽吹かせ、未来に花開かせるために～（答申）』平成26年（2014）12月22日。pdf版のURLは以下。  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/\\_icsFiles/afieldfile/2015/01/14/1354191.pdf](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/_icsFiles/afieldfile/2015/01/14/1354191.pdf)
- (4) 佐藤 令、大月晶代、落美都里、澤村典子著『基本情報シリーズ② 諸外国の法定年齢 - 選挙権年齢・成人年齢引き下げの経緯を中心に』（国立国会図書館調査及び立法考査局2008年12月）pdf版のURLは以下。  
[www://ndl.go.jp/jp/diet/publication/document/2008/200806.pdf](http://www.ndl.go.jp/jp/diet/publication/document/2008/200806.pdf)
- (5) 同上、p.2。
- (6) 同上、p.1。

- (7) 法務省『諸外国における成年年齢等の調査結果』(2008年9月)。pdf版のURLは以下。  
<http://www.moj.go.jp/content/000012471.pdf>
- (8) 佐藤他 前掲、p.27。
- (9) 論者や資料によって、「子ども」、「子供」、「こども」等、表記がさまざまであるが、引用の場合は原文のままとし、筆者による記述は「こども」で統一した。
- (10) Tomas P. Rohlen, *Japan's High Schools*, University of California Press, 1983, p.195.  
(以下、引用の訳はトーマス・ローレン著 友田泰正訳『日本の高校 - 成功と代償』サイマル出版会、1988年、pp.194-195に依拠した)。
- (11) *ibid*, p.196.
- (12) *ibid*.
- (13) メアリー・C・ブリントン著、池村千秋訳『失われた場を探してーロストジェネレーションの社会学』NTT出版、2008年、p.78。
- (14) 筆者は28歳で非常勤講師を皮切りに大学教員としてのキャリアを積んで四半世紀となる。これまでに本務校以外に授業を引き受けた大学は10数校に及ぶが、大学であってもトーマス・ローレンと同じ違和感を覚えてきた。それぞれの大学の教職員の方と親しく話をさせていただくようになるのだが、会話の中で学生のことを「こどもたち」と言う教員が必ずいる。多くは、教職課程の教員で高校以下の学校での現場経験のある方々である。
- (15) メアリー・C・ブリントン、前掲書、p.97。
- (16) 筆者は、18歳選挙権と18歳成人に関して、学生の意識調査も行ったが、その結果については別に稿を起す予定である。ここでは「まだ大人になりたくない」という趣旨の自由記述が見られたことを報告するに留める。
- (17) 教育再生実行会議第7次提言『これからの時代に求められる資質・能力と、それを培う教育、教師の在り方について』(平成27年5月14日)において、「選挙権年齢を18歳以上に引き下げる法案が国会に提出されていることを踏まえ、国、地方公共団体、学校は、子供たちに国家・社会の責任ある形成者となるための教養を培わせるとともに、政治や選挙に対する関心を高め、主体的に社会に参画する力の育成を図るため、政治的中立性の確保に留意しながら、模擬投票や、政策や社会の課題についてのディベートなど体験型・課題解決型の学習活動を推進する。」(p.5)という記述があるが、学校制度の区切りの問題が意識されているとは言い難い。URLは以下。  
[http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kyouikusaisei/pdf/dai7\\_1.pdf](http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kyouikusaisei/pdf/dai7_1.pdf)
- (18) その他、外務省『諸外国・地域の学校情報』(平成27(2015)年4月更新)もあらためたが、やはり成人年齢に関する記載は見られなかった。URLは以下。  
[http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/world\\_school/index.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/world_school/index.html)
- (19) さらにさかのぼって中央教育審議会「次代を担う自立した青少年の育成に向けて」(答申)平成19(2007)年1月30日もあらためてみたが、「青少年の自立」をテーマとし

ているにもかかわらず、そこに成人年齢と学校制度を関連付ける発想は見られなかった。URL は以下。

[http://www.mext.go.jp/\\_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/0720115.htm](http://www.mext.go.jp/_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/0720115.htm)

(20) 表は以下の無料で閲覧できるページからデータを得て筆者が作成した。

朝日新聞社『朝日デジタル』2015年3月17日。

<http://www.asahi.com/articles/DA3S11653758.html>

産経新聞社『産経デジタル』2015年3月30日。

<http://www.iza.ne.jp/kiji/politics/news/150330/pl15033011510010-n1.html>

読売新聞社『YOMIURI ONLINE』2015年6月8日（18歳選挙権について）。

<http://www.yomiuri.co.jp/feature/TO000302/20150308-OYT1T50093.html>

同 『YOMIURI ONLINE』2015年10月3日（18歳成人について）。

<http://www.yomiuri.co.jp/feature/TO000302/20151002-OYT1T50149.html>

(21) 各社によって結果の公表の仕方がさまざまである。また、賛成・反対以外の回答の表現もさまざまで、また賛成と反対以外の回答の数値が示されていない場合もあり、ここでは便宜的に「どちらともいえない」と表現した。

(22) 50代の回答の合計が100%にならないのは四捨五入により、少数2位以下の切り捨てられた数値が大きくなったためである。

(23) 広田照幸著『教育言説の歴史社会学』名古屋大学出版会、2001年、p.344。

(24) たとえば、布村育子は実感レベルの経験を重んじる教育者の傾向を「教職経験の経験返し」として批判している。布村育子著『迷走・暴走・逆走ばかりのニッポンの教育—なぜ、改革はいつまでも続くのか?—』日本図書センター、2013年、p.245。

(25) 池谷壽夫『〈教育〉からの離脱』青木書店、2000年、pp.71-72。

(26) 佐々木は「①高等教育が国民共通の教養を教授するいわゆる完成教育であってその教育の上に高等教育があるという考え方と、②高校教育が高等教育に至る中間の教育である、という考え方」が自覚的に区別されるべきことを指摘した上で「右の①と②との理念上の区分を自覚的に区分することは、換言すれば、小—中—高の教育の接続関係を自覚的に区分するかどうかの問題でもある。それぞれ前の段階の教育を終えて次の段階へ進むという意味では等しくとも、それぞれの段階の学校の固有の教育目的の違いから接続関係の意味も異なってくる」と述べている。佐々木享著『高校教育論』大月書店、1976年、pp.13-14。なお、同書は本稿執筆時点で刊行から39年を経過し既に絶版となっているが古書市場では相当な高値で取り引きされている。佐々木の緻密な叙述は時代や社会状況が変わってもこの分野の基本文献としての価値を保っていると思われる。筆者は京都大学大学院での大学院生時代に佐々木の集中講義を受ける機会に恵まれ、「完成教育」の概念について詳しく解説いただいた。本稿における「完成教育」の語については佐々木の業績に負うところが大きいことを記しておきたい。

(27) 高校卒業までに「社会について、広く深い理解と健全な批判力を養い」ということが

達成されていれば、選挙権を認めるに十分なはずである。なお、同法第 21 条に示されている「義務教育として行われる普通教育」の目標のうち、社会とのかかわりでは「1. 学校内外における社会的活動を促進し、自主、自律及び協同の精神、規範意識、公正な判断力並びに公共の精神に基づき主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと」と規定されている。原理的には「公正な判断力と公共の精神」が備わっていれば、義務教育終了で選挙権という考え方も成り立ち得るし、現に 2015 年のイギリス総選挙における野党の公約は選挙権年令を義務教育終了年齢の 16 歳に引き下げるというものであった。

- (28) 子どもの権利条約の意義とそれが本来批准国の教育改革にもたらすべき改革について、池谷、同上書は有益な示唆を行っている。p.136 参照。
- (29) 理念だけの問題でなく、現実に行われる教育の在り方が大人に向かう存在として生徒を処遇する者でなければならない。その意味では、有無を言わず従うことを求める校則などは生徒に思考停止と服従を求めるものであり、そうした生徒指導の在り方も今後問題とされねばならないだろう。

## 【論文】

# ベートーヴェンのピアノソナタに見る展開部の発展的方向性

## — 調と和声による構成手法 —

永田 孝信

### I 問題の在処

本稿はベートーヴェンの32曲のピアノソナタの中から、その生涯の各時期を代表する8曲(図表1)を選び、それぞれ第1楽章のソナタ形式における展開部の構成とその特徴的な要素について、調と和声の観点から論じるものである。ベートーヴェンは、「仕事は決して中断なしに、一気にやることはない。常にいくつかの仕事をし、ある時にこの仕事を、また別の時にあの仕事をというようにする。」<sup>(1)</sup> また「作品を書き始める前に、長い時間をかけて考える。それは随分長くなることがある。(中略)自分の考えを変え、破棄し、満足のいくまで繰り返しやってみる。」<sup>(2)</sup> と語るように、その作品は推敲に推敲を重ねており、作品に記された音を丹念に読み取ることで、ベートーヴェンの閃きに満ちた創造性に触れることができる。勿論、ベートーヴェンの作品の分析には、旋律、リズム、テンポ、和声、強弱等の側面からのアプローチとそれらを総合する視点が必要であるが、ここでは調と和声の展開手法が凝縮する展開部に主要な論点を絞り、ベートーヴェンがどれほどの数の調を用いて、どのように調と和声を推移させ、如何に全体を構成しているのかについて、また各作品における調的展開の発展的方向性についても明らかにしてみたい。

【図表1】 分析の対象とするピアノソナタ

ソナタ番号	作品番号	調	作曲年 <sup>(3)</sup>	第1楽章の総小節数 <sup>(4)</sup>	第1楽章展開部の小節数。 〔〕内は楽章全体に占める展開部の割合。	展開部後半における主調の小節数。〔〕内は、当該展開部に占める割合。
第1番	Op.2, No.1	f moll	1793-1795	152	52 [約 34%]	24 [約 46%]
第8番 悲愴	Op.13	c moll	1797-1798	300	62 [約 21%]	30 [約 48%]
第17番 テンペスト	Op.31, No.2	d moll	1802	228	50 [約 22%]	28 [56%]
第21番 ワルトシュタイン	Op.53	C dur	1803-1804	302	66 [約 22%]	25 [約 38%]
第23番 熱情	Op.57	f moll	1804-1805	262	70 [約 27%]	13 [約 19%]
第26番 告別	Op.81a.	Es dur	1809-1810	239	40 [約 17%]	0 [0%]
第29番 ハンマークラヴィアー	Op.106	B dur	1817-1818	405	103 [約 25%]	0 [0%]
第32番	Op.111	c moll	1821-1822	142	20 [約 14%]	8 [40%]

II 展開部における調の推移

1. ピアノソナタ第1番 f moll 作品 2-1

第1楽章の提示部は、主調 (f moll) の平行調 (As dur) で終結し、展開部は As dur から開始される。図表 2<sup>(5)</sup> に示したとおり、展開部における調経過は As dur から 2 度上の b moll へ、さらに 2 度上の c moll へ進行した後、その経路を逆に辿り b moll から As dur を経て、最後に主調 f moll に到達する。この展開部には、次の特徴がある。

【図表 2】 Piano Sonata No.8 F minor, 1<sup>st</sup> Movement's Development Section

tempo	Allegro					
小節番号	49-52	53-62	63-69	70 71	72-76	77-100
調						
As dur (平行調)	[Shaded area]					
b moll (下屬調)	[Shaded area]					
c moll (屬調)	[Shaded area]					
f moll (主調)	[Shaded area with D.P. label]					

- 1) 展開部で使用される調は、主調 (f moll) 及び、主調の第1次近親調<sup>(6)</sup> にあたる平行調 (As dur)、属調 (c moll)、下屬調 (b moll) に限定される。
- 2) 展開部の各調では、概してドミナント和音が優勢であるが、必ずドミナント和音からトニック和音への進行 (以下、「D→T 進行」と略記) が含まれ、調性は確定的である。
- 3) 展開部のすべての転調には、前調の和音を後調の和音として読み替える全音階的転調が用いられ、調経過に意外性はなく、滑らかな転調が行われる。
- 4) 展開部後半の第 77 小節から主調 (f moll) に転じ、第 81~95 (または 94) 小節は、バスに属音が保持されるドミナントペダル (以下、D.P.と略記) が置かれる。この D.P.には展開部全体の約 29%が割り当てられ、主和音へ向かう推進力を強化し、主和音で始まる第1主題の回帰を促す役割をもつ。興味をそそられる事柄は、ベートーヴェンが第 96 (または 95) 小節以降 D.P.を中止していることである。ここで仮に、第 93 小節を譜例 1 のように変更したとすれば、それによって第 94 小節の主和音に対して D.P.を一層直接的に作用させ、第1主題の効果的な再現ができるはずである。

【譜例 1】



しかし、実際にはベートーヴェンはこのような単刀直入な方法ではなく、譜例 2 のとおり、第 95 小節から第 1 主題に含まれる 3 連符の動機を織り込みながら、バスを属音 (c 音) から主音 (f 音) へ順次下行させる形で迂回し、第 101 小節において、あたかも無造作に第 1 主題を再現させるのである。このように、第 1 主題再現という到達点を目前にして、そこに至る経路と時間を再調整する手法は、ベートーヴェンの創作的思考における本質の一つであり、これに伴う第 1 主題回帰の焦らしと再現におけるある種の唐突さがこの曲の魅力を高めている。

【譜例 2】



2. 第 8 番 c moll 作品 13 『悲愴』

ピアノソナタ第 8 番 (以下、本文中は「第 8 番」と略記。他のピアノソナタについても同様。) の第 1 楽章は、第 1 番の約 2 倍の小節数からなり、それに応じて主題数も増え、序奏・第 1・第 2・終結の 4 つの主題を有している。序奏主題は展開部の最初にも出現し、その冒頭動機は第 1 主題の動機と合わさって、展開部の動機的展開を全面的に担っている。図表 3 は第 1 楽章展開部の調経過を示したものであり、tempo の欄に Grave と記載された部分は展開部の最初に再登場する序奏主題である。この展開部においても、第 1 番と同様に展開部後半の主調部分が展開部全体のおよそ半分を占めており、断続的な 2 つの D.P. と第 187~194 小節のドミナント和音に基づくパッセージによって、第 1 主題の再現が準備される。図表 3 に示した調の推移をみると、次の 2 点について第 1 番とは異なる特徴が認められる。

【図表 3】 Piano Sonata No.8 in C minor, 1st Movement's Development Section

tempo	Grave		Allegro molto e con brio					
小節番号	133-							
調	135	136-141	142-147	148-152	153-156	157-160	161-164	165-194
g moll (属調)	■		■					
e moll		■						
f moll (下属調)				■			■	
b moll					■			
c moll (主調)						■	■	■

- 1) 第1番では主調の第1次近親調の範囲で転調が行われるが、第8番では主調(c moll)の第1次近親調の属調(g moll)と下屬調(f moll)に加えて、第2次近親調のe moll(第136~141小節)と遠隔調(下屬調の下屬調)のb moll(第153~156小節)への転調が含まれ、調の範囲が拡大している。ただし、e mollについては、その前後のg mollに挟まれる形で使用されるため、展開部における調の運用は、b moll - f moll - c moll - g mollの5度圏を基本とすることが理解される。このように、ある調から離れて他調に転入しながらも、すぐに元の調に復帰する転調は、第157~第165小節以降のc moll→f moll→c mollの動きにも認められる。前者のe mollが修飾的であるのに対し、後者のf mollには、c mollからの離脱と再帰を短い間隔で行うことにより、主調(c moll)を確認し、展開部の終局に入ったことを明瞭にする意図があると考えられる。
- 2) もう一つの特徴は、トニック和音を含まない調の存在である。第142~147小節のg mollはすべてがドミナント和音であり(第142小節は異名同音的に先行調e mollのVII<sub>7</sub>でもある)<sup>7)</sup>、また、第148~152小節のf mollでは、第148小節が【f:II<sub>4</sub><sup>6</sup>】(導音e音が省略されているが、実質的には【f:VII<sub>2</sub>】と考えられる)であることを除いて、残りはすべてドミナント和音である。同様に、第153~156小節のb moll及び第157~160小節のc mollもドミナント和音のみによって構成される。したがって、第142~160小節までの各調は、ドミナント和音間の進行となり、何れの調においてもトニック和音への進行を回避することにより、調の流動性と不安定性の増大が計画されている。これにより、第195小節において第1主題がトニックペダル(以下、T.P.と略記)上に復帰するときの安定感が飛躍的に高められる。

### 3. ピアノソナタ第17番 d moll 作品31-2『テンペスト』

第17番の第1楽章展開部においても、後半部は主調(d moll)が占め、第1主題の再現の準備に充てられる。第1番と第8番の展開部後半で連続的に使用される主調の割合は、それぞれ約46%と48%であるが、このソナタでは約56%に達する。しかし、主調のD.P.を除いた部分は、ドミナント和音のみで構成されるのではなく、ドミナント和音を中心にしながらもトニック和音が控えめに使用されている。

【図表4】 Piano Sonata No.17 in D minor, 1<sup>st</sup> Movement's Development Section

tempo	Largo		Allegro		
小節番号	93	95-98	99-110	111-114	115-142
調	94				
D dur (同主調)					
Fis dur					
fis moll					
G dur (下屬調の同主調)					
d moll (主調)					

その理由は、第 1 主題が  $V_6$  の和音から開始されることと関係する。先の 2 つのピアノソナタの第 1 主題は主和音から開始されるため、展開部後半におけるドミナント和音の連続によって高められた心理的切迫感は、第 1 主題冒頭の主和音によって満たされることになる。しかし、第 1 主題がドミナント和音から開始される場合は、ドミナント和音の連続によって主和音回帰への心理的欲求を高めても、主題回帰が効果的に印象づけられない可能性がある。このため、ベートーヴェンは次の 4 つの工夫を施している。

第 1 に、第 121~124 小節の音形を 3 回、形を変えながら反復して音楽の動きを停滞させ、変化へと向かう推進力を惹起させること、第 2 に、第 137 小節に第 1 主題冒頭を想起させる  $cis\text{-}e\text{-}a$  音の動きを組み入れ、第 1 主題の回帰を暗示させること、第 3 に第 140 及び 142 小節の下行旋律に  $es$  音を用いることによりフリギア旋法のニュアンスを与え、 $d\text{ moll}$  の音階への復帰を促すとともに、第 143 小節の  $cis\text{-}e\text{-}a$  の和音に含まれる  $e$  音との対比関係によって、改めて主題冒頭のドミナント和音の再来を印象づけること、第 4 に、第 133 小節から上声部に、連続的に 2 度下行する動きを作り、主題冒頭の  $cis\text{-}e\text{-}a$  の上行アルペジオとの対比関係を構築していることである。

このソナタの展開部の和声には、先の第 1 番及び第 8 番の展開部とは異なる特徴が認められる。譜例 3 は、第 99~118 小節の和声を簡略化したものである。なお、譜例中の最上段にある数字は、当該和音が占める小節番号の範囲を示し、その下の数字①~⑧は、説明のための整理番号である。

【譜例 3】 第 1 楽章展開部 第 99~118 小節の和音進行

① 99-102    ② 103-106    ③ 107-108    ④ 109-110    ⑤ 111-112    ⑥ 113-114    ⑦ 115-116    ⑧ 117-118

$fis: I$      $V_3$      $I_6$      $IV$      $G: I_6$      $IV$      $d: V_6$      $I$   
 または  $C: V_6$      $I$

(譜例中の記号 } は和音の読み替えを示す。)

五線の下に記した調と和音記号のうち、特に⑤と⑥の和音による調性の確定度が低く、譜例中に示したように 2 通りの解釈ができる。一つは、③と④の和音が明らかに【 $fis: I_6 - IV$ 】の関係にあるため、⑤と⑥をその反復進行 (Sequenz) として【 $G: I_6 - IV$ 】と捉えること、他の一つは、⑦と⑧は主調の支配力によって【 $d: V_6 - I_6$ 】となるため、そこから遡って類推的に⑤と⑥を【 $C: V_6 - I$ 】と捉えることである。調の流動性はソナタ形式の展開部における和声運用の大きな特徴であるが、この展開部の和声的に特筆すべき点は、和音の反復進行に現れる調性の曖昧さを利用している点にある。この曖昧さは、ドミナント和音を全面に押し出した第 121 小節からの  $d\text{ moll}$  の確定性と対照をなし、調性感が切り替わることにより、展開部が終局に入ったことを明示するように思える。

この展開部のさらなる和声的特徴として、 $D\text{ dur}$  と  $d\text{ moll}$  及び  $Fis\text{ dur}$  と  $fis\text{ moll}$  の同

主調の関係にある調の使用がある。同主調は、後年のソナタにおいて積極的に活用され、主音を同じくする長調から短調、短調から長調への移行は、調的展開の範囲を広げる手段として、また、音楽表現上の不可欠なニュアンスとして一層の深化を遂げることになる。

4. ピアノソナタ第 21 番 C dur 作品 53『ワルトシュタイン』

第 21 番の第 1 楽章は 302 小節に及ぶ長大なものであるが、展開部に多くの小節が割り当てられることはなく、第 1 楽章全体に占める展開部 (66 小節) の割合は約 22% であり、第 8 番及び第 17 番とほぼ同等である。

第 1 楽章の主題には、際だった特徴がある。それは、第 1 主題に数回の転調が含まれること、また、主題の第 1~4 小節及び第 5~8 小節がそれぞれ C dur と G dur、及び B dur と F dur の両義性を示していること<sup>⑧</sup>、提示部の第 2 主題が属調ではなく、第 2 次近親調の E dur で提示され、かつ、再現部では第 2 主題の内部で A dur→a moll→C dur の転調が行われることである。こうした主題内の転調や調性の曖昧さについて、本稿の範囲では、既に第 8 番第 1 楽章の第 2 主題にその萌芽が認められるが、第 21 番では、再現部の第 2 主題における主調の占める部分がさらに減少し、第 2 主題の本来的な再現はコーダ内の第 284 小節まで留保される。

勿論、展開部が楽章全体の調的展開の中心となることについては論を待たないが、継起する転調や調性の曖昧さが、提示部・再現部における主題間の推移 (移行部) とコーダの開始部分に加えて、主題そのものにまで及んでいることは、調の展開における一層の発展的傾向を示している。また、このソナタでは、使用される調の範囲がさらに拡大し、遠隔調が多く含まれることも着目すべき点である。

【図表 5】 Piano Sonata No.21 in C major, 1st Movement's Development Section

tempo	Allegro con brio									
小節番号	90-92	93-99	99-103	103-107	108-115	116-121	122-125	126-130	131-141	142-155
調										
F dur (下属調), fmoll (下属調の同主調)										
g moll (属調の同主調), G dur (属調)										
c moll (同主調), C dur (主調)										D.P.
b moll, B dur										
As dur										
es moll										
h moll										

図表 5 は、展開部の調的構成 (調の推移) を示しており、同主調の関係にある 2 つの調は同じ横軸上に併置した。図表から、このソナタの展開部におけるベートーヴェンの調的展開の考え方について次の点が明らかになる。

- 1) 第1主題の再現を準備する展開部後半の主調 (C dur) の割合が、同主調 (c moll) を含めて 25 小節であり、展開部全体 (66 小節) の約 38%となる。この割合は、これまで取り上げたピアノソナタの中で最も小さい。恐らく、この状況は、展開部に多くの調が使用されていることと密接な関係がある。つまり、第1主題の再現を準備する主調のドミナント和音の割合の低下は、調的観点から見た展開部の2つの役割である「調の展開」と「主題の再現準備」<sup>6)</sup>に関して、前者に重心が置かれていることを意味する。同時に、展開部での多様な調の使用により、各調の占める小節数が相対的に減少し、それに比例して主題の再現準備のための小節数も減少したと考えられる。
- 2) 第1主題の内部で、既に主調の同主調 (c moll) への転調が音楽的表情に陰影を与える目的で行われており、展開部においても同主調間の転調が継起する。ただし、展開部における短調から同主長調への転調は、同主長調の I を 4 度上の短調の V に読み替えて転調を継続させる目的を併せ持ち、これによって第 108~125 小節の f moll→F dur→b moll→B dur→es moll の 5 度圏を下降する転調が行われる。
- 3) 上記 2) と関連して、調の展開は、第 122~125 小節の es moll を境に前半と後半に分かれる。前半は Es-B-F-C-G の 5 度圏上にある長・短調を軸に転調が行われるのに対し、後半は 3 度関係により es moll→h moll (ces moll の異名同音調)→G dur へと転調し、最後に 4 度上行により C dur (主調) 及び c moll (同主調) に収束する。

5. ピアノソナタ第 23 番 f moll 作品 57 「熱情」

第 23 番の第 1 楽章は 262 小節からなり、そのうちの 70 小節が展開部に充てられている。図表 6 は展開部の調的構成を示し、図表 5 と同様に、同主調の関係にある長・短調は同じ横軸に併置した。

【図表 6】 Piano Sonata No.23 in F minor, 1<sup>st</sup> Movement's Development Section

tempo	Allegro assai									
小節番号	66-70	71-78	79-84	85-90	91-101	101-103	103-112	113-118	119-122	123-135
E dur, e moll	■		■							
fis moll, Ges dur		■							■	
C dur (属調の同主調), c moll (属調)			■	■					■	
As dur (平行調)				■						
b moll (下属調)				■				■		
Des dur (下属調の平行調), des moll					■	■	■	■		
h moll									■	
f moll (主調)										■

D.P.

第 23 番 第 1 楽章展開部の際だった特徴は、12 もの調 (主調の他に、第 1 次近親調 4、

第2次近親調2、遠隔調5)が使用されていることにある。第21番の第1楽章展開部(主調の他に、第1次近親調2、第2次近親調4、遠隔調4)と比較すると、同じ遠隔調であっても、主調から5度圏を遠く隔たった調の使用が一層顕著になっており、主調の主音の半音上及び半音下の音を主音とする4つの長・短調(Fis dur, fis moll, E dur, e moll)及び増4度上の音を主音とするh mollが出現している。

転調の手法については、いくつかの興味深い要素が認められる。譜例4は、第68~73小節のE dur→fis moll→E durの動き、即ち一つの調から出発して2度上の調に一時的に転調し、直ちに元の調へ戻る転調、換言すれば、各調の主音が刺繍音的に動く転調の和声的骨格を示したものである。

#### 【譜例4】

68 69 70 71 72 73 74 75

E: I V<sub>6</sub> VII<sub>3</sub> V<sub>6</sub> fis: I<sub>6</sub> VII<sub>3</sub> I<sub>6</sub> E: I<sub>6</sub> VII<sub>3</sub> I<sub>6</sub> II II<sub>6</sub> I<sub>4</sub> V<sub>7</sub>

譜例中、第70小節の【E:V<sub>6</sub>】はIへ進行していない。この和音は第71小節で【fis:I】へ転じ、その直後の第73小節の【E:I<sub>6</sub>】に進行すると見做すことができる。僅か2小節間に挿入されたfis mollが担う表情は独特であり、装飾的とも呼べる転調が音楽的表現に独特な陰影を与えている。

譜例5は第116~122小節における和声の骨格である。第118小節でb mollからGes durへ共通和音を介した転調(全音階的転調)が行われ、第119小節で【Ges:I<sub>6</sub>】を【h:V<sub>6</sub>】に読み替え(異名同音的転調)、さらに第119から120小節への和音進行を第121から122小節で反復進行させてC durに転調する。最後に【C:I】を【f:V】に読み替えて、第123小節以降、f mollのドミナント和音を持続させるのである。様々な手法による転調が次々に生起するため、譜例5の一連の和音進行による調性は極めて曖昧であり、聴き手にとって各調を明確に判別することは困難である。

#### 【譜例5】

116 117 118 119 120 121 122

b: I<sub>6</sub> V<sub>7</sub> VI VI V<sub>3</sub> h: V<sub>6</sub> (=Ges: I<sub>6</sub>) I C: V<sub>6</sub> I f: V

第123~129小節までの7小節間は、【f:VII<sub>7</sub>】が低音位を交代させながら分散和音によるパッセージを繰り広げ、第130小節からは4小節間にわたり【f:VII<sub>2</sub>】が継続する。VII<sub>2</sub>の低音にある第7音(des音)は第134小節で属音へ2度下行し、図表6に示したとおり



度  $c-es-as$  の和音を確認する。その後、4 小節間、この和音を持続させて調性感を曖昧にし、第 110 小節においてフォルテで第 1 主題を回帰させるのである。

【譜例 6】ピアノソナタ第 26 番 第 1 楽章 展開部終局～再現部冒頭

c : VII<sub>7</sub>      VI<sub>6</sub>      -      -      -      Es: IV<sub>6</sub> VI<sub>6</sub> VII<sub>3</sub><sup>4</sup>

ベートーヴェンはこの第 1 主題に、譜例 7a の半音階的和声を用いており、Es dur が確定するのは第 112 小節の【V<sub>3</sub><sup>4</sup>→I】の進行によってである。こうした和音進行は、第 23 番の第 1 楽章展開部（譜例 7b）にも用いられているが、主題にまで半音階的和声が及んでいる状況に重要性が認められる。勿論、これは  $c-es-as$  の和音が第 106～109 小節の 4 小節間続くことに対して、鮮やかな対照をなすように企図されたと推測できる。

【譜例 7a】ピアノソナタ第 26 番 第 1 楽章      【譜例 7b】ピアノソナタ第 23 番 第 1 楽章

ここで、図表 7 において最も短く、不明瞭な調性である第 91 小節の As dur について触れておきたい。

【譜例 8】ピアノソナタ第 26 番 第 1 楽章 展開部 第 89～92 小節

es: V<sub>2</sub>      V<sub>3</sub><sup>4</sup>      V<sub>5</sub><sup>6</sup>      (VI<sub>6</sub>) V<sub>5</sub><sup>6</sup>      As: V<sub>2</sub>      Ges: V<sub>2</sub>      I<sub>6</sub>      V<sub>3</sub><sup>4</sup>      V<sub>5</sub><sup>6</sup>      I

es: V<sub>2</sub><sup>♭</sup>  
Ges: V<sub>2</sub><sup>♭</sup>

譜例 8 に示したとおり、この【As:V<sub>2</sub>】は前調 (es moll) の V<sub>2</sub><sup>♭</sup> または後調 (Ges dur)

の  $\frac{V_2}{2}$ とも捉えられるが、何れの場合も第 91 小節における機能的な和音進行は中断されており、また半音階的な経過和音にも該当しない。この小節の両和音の各構成音はすべて全音ずつずれており、ベートーヴェンは機能的に無関係な 2 つのドミナント和音をあたかも下方へ滑らすように用いている。こうした変則的な和音進行の理由として、第 91 小節からの変奏された第 1 主題の出現を明示するため、その最初の和音を前後の和声的脈絡から切り離れたこと、さらにそのことを通じて【As:V<sub>2</sub>】の和音の印象が残留し、本来の解決和音である第 103 及び 110 小節の c-es-as の和音を間接的に導こうとする意図が推測され、単に斬新な和声的響きを求めたものではないと思われる。

7. ピアノソナタ第 29 番 B dur 作品 106 『ハンマークラヴィーア』

第 29 番は、ベートーヴェンのピアノソナタの中で最大の規模をもつ。第 1 楽章展開部（第 124～226 小節）は 103 小節に達し、図表 8 に示すとおり 9 つの調の間に頻繁な転調が行われる。

【図表 8】 Piano Sonata No.29 in B-flat major, 1<sup>st</sup> Movement's Development Section

tempo	Allegro							
小節番号	124b-141	142-153	154-160	161-168	169-184	185-190	191-204	205-226
調								
c moll (下屬調の平行調)	[Shaded bars]							
Es dur (下屬調)	[Shaded bars]							
f moll (屬調の同主調)	[Shaded bars]							
B dur (主調)	[Shaded bars]							
g moll (平行調)	[Shaded bars]							
As dur	[Shaded bars]							
D dur	[Shaded bars]							
e moll	[Shaded bars]							
H dur	[Shaded bars]							

既に指摘したように、調性の曖昧さは調的展開における特徴の一つであり、この展開部においても調の確定度が極めて低い箇所がある。中でも、第 193～200 小節は図表 8 において D dur の T.P.を示したが、G dur または g moll の D.P.とも解釈できる。また、譜例 10 に示すように、展開部最後の 3 小節（第 224～226 小節）については、調性感が意図的に不透明にされていると考えられるため調名を記していない。

第 29 番の第 1 楽章展開部には、以下の構成上の特徴がある。

- 1) 展開部は、転調の状況の違いから 4 つに区分できる。<sup>(10)</sup> 第 1 部は第 124b<sup>(11)</sup>～141 小節の開始部分であり、c moll (下屬調の平行調) から Es dur (下屬調) への進行に留まり、調的に安定している。第 2 部は第 142～175 小節で、第 1 部とは対照的に転調が頻繁に行われ、調的な流動性に覆われる。第 3 部は第 176～190 小節で、第 1 部

と同様に c moll から Es dur への転調であり、相対的に調的な安定が図られている。第 4 部は 191 小節以降の部分であり、これまで使用されなかった D dur, e moll, H dur が出現する。また、第 191~200 小節において g moll の D.P. が D dur の T.P. へ受け渡される形でバスに d 音が継続し、さらに第 193~196 小節では D dur の T.P. 上に減七の和音のみが置かれることから、第 1~第 3 部とは異なる局面を迎えたことが察知される。

- 2) 第 2 部の第 142~175 小節において頻発する調の交代は、第 1 主題に基づく旋律の対位的展開と深く関係する。譜例 9 は第 138 小節から Es dur で開始されるフガートの一部分であり、Es dur→f moll→Es dur→B dur と次々に転調する。その後も図表 8 に示されるとおり、第 3 部の終わりまで Es dur とその第 1 次近親調のみが使用され、第 2 次近親調や遠隔調への転調は行われぬ。転調の頻繁さにもかかわらず、調の範囲が限定される原因は、第 2 部及び第 3 部前半が、旋律的な音の流れを重視する対位的展開と調的展開が平行して行われるからであり、調の範囲が制約される中で最大限の調的展開が遂行されている。

## 【譜例 9】

Es: V I<sub>6</sub> f: VII V I Es: V<sub>6</sub> V I B: V<sub>6</sub> I I<sub>6</sub> IV

- 3) 展開部の最後に、主調 (B dur) のナポリ調 (Ces dur) の異名同音調である H dur に進行する。主調から 5 度圏を遠く隔てた調の一つであるナポリ調は、遠隔調であっても、その主和音を主調のサブドミナント和音として、容易に主調に回帰することができる。しかし、ベートーヴェンはその利便性を用いず、譜例 10 に示す形で主調に帰還する。

## 【譜例 10】

H: V<sub>7</sub> B: V<sub>6</sub>

譜例 10 の第 213~221 小節は、楽曲中の各音の動きによって【H:V<sub>7</sub>】の和音が形成されることを意味する。第 222~225 小節は、その第 7 音の e 音が両手とも上声部で保留さ

れるのに対し、その根音 (fis 音) が半音階的に g 音に上行すると、第 3 音 (ais 音) と第 5 音 (cis 音) は消え去り、第 222 小節で g-e の長 6 度、第 224 小節で gis-e の短 6 度、第 225 小節で a-e 音の完全 5 度音程の響きのみとなることを示す。このような形で H dur のドミナント和音の響きは次第に消失し、次の第 226 小節が【B:V<sub>6</sub>】であることが明瞭に認知されないままに、【B:I】から始まる第 1 主題が再現する。このため、第 1 主題の復帰には和声的な唐突さが伴う。しかし、動機的には第 213 小節以降、第 1 主題の冒頭動機とその細分化された動機の執拗な反復と音の厚みの減少は、右手の重厚な和音連打で開始される第 1 主題の再現を予兆させる。つまり、第 1 主題の再現に向けて、動機的には入念な準備が行われているが、和声的には、明確な D→T 進行に向けた布石が打たれていないのである。この状況は、動機かつ和声的に周到な準備によって第 1 主題を復帰させる第 21 番のような仕組みとは異なり、第 1 番で述べた第 1 主題再現という目標を間近にして、そこに到達する経路と時間を再調整する美的感覚と関連するように思える。

8. ピアノソナタ第 32 番 ハ短調 作品 111

第 32 番の第 1 楽章は 142 小節からなるが、展開部は 20 小節で、第 1 楽章全体の約 14% に過ぎず、これまで論じてきたピアノソナタの中で最も低い割合となっている。展開部の状況を再現部との関連で見ると、図表 9 では第 1 楽章の展開部に加えて、再現部の第 2 主題までの調経過を示した。

【図表 9】 Piano Sonata No.32 in C minor, 1<sup>st</sup> Movement's Dev. & Recap. Sections

tempo		Allegro con brio ed appassionato													
構成区分		展開部						再現部							
								第1主題		推移 (移行部)				第2主題	
小節番号		72-74	75-77	78-79	80-83	84-91	92-99	99-102	102-106	107-109	110-112	112-115	116-120		
調		[Grid showing key signatures: g moll, f moll, c moll, As dur, b moll, Des dur, es moll]													
		[Grid showing dynamics: g moll, f moll, c moll, As dur, b moll, Des dur, es moll]													

図表から読み取れることは、展開部には主調を含めて 5 つの調<sup>(12)</sup> が使用されるが、遠隔調が含まれないこと、展開部後半において展開部全体の 40% にあたる小節を主調が占め、第 1 主題の再現を促す主調の D.P. が復活していることである。また、再現部における第 1 主題から第 2 主題への約 16 小節間の推移 (第 99 後半～115 小節) では、遠隔調を含めて 8 つの調が使用され、展開部よりも流動性の高い転調が遂行されること、つまり、展開部に匹敵あるいはそれを超える調の展開が主題間の推移にも浸透し、調の流動性と安定性の

対比によって、2つの主題を明確に浮き上がらせている状況が看取される。

既に、第23番の再現部において、第1主題の再現が主調のD.P.上に行われることにより、展開部と再現部の区分に調性的な不透明さをもたらしていることを説明し、また、第29番の展開部の最後において、第1主題の復帰を促す目的で、第1主題の動機を持続的に反復することと、和声的構造との間に見られる齟齬について指摘したが、第32番はさらに新たな状況を生み出している。譜例11は、展開部最後の第86～89小節の集約した右手部分を、譜例12はその続きの第90小節から再現部冒頭(第92小節)までの全体を示したものである。第86～89小節では、主調のD.P.上に第1主題冒頭の3音からなる動機が、小節ごとに4回にわたって繰り返される。この動機は、第86小節の第1・2拍を除いて、第1楽章の序奏を想起させる減七の和音の鋭い不協和の響きをまとい、さらに  $\text{VII}_7$   $\text{VII}_7$   $\text{VII}_7$  の3つの減七の和音の使用により、第87～89小節の隣接する2小節間においてオクターブ上の12の半音がすべて出現する(第89・90小節についても同様)。このため、調性的にかなり不明瞭となるが、D.P.によって主調のドミナントの機能に束ねられる。

【譜例11】

c: V -  $\text{VII}_7$  - -  $\text{VII}_7$  - -  $\text{VII}_7$  - -  $\text{VII}_7$

D.P. →

これに続く第90小節(譜例12)は、第87小節のように第1主題冒頭の動機だけを反復するかのように装いながら、実際には主題の主要旋律の全体が僅かな変奏を伴って出現する。それは、第91小節第4拍で突如として主音に至り、明確な終止を置かずに、即座に第1主題の再現に接続する。この状況は、再現部内で行われるべき第1主題の復帰と主題の確保が、展開部から再現部にまたがって遂行されていることを意味する。事実、提示部における第1主題の確保(第29～35小節)に相当する部分は、再現部には置かれていない。

【譜例12】

### III ベートーヴェンにおけるソナタ形式の発展的方向性

これまでベートーヴェンの 32 のピアノソナタから 8 曲を選び、それぞれ第 1 楽章のソナタ形式の展開部について、調の推移の観点からその構成を明らかにし、また特徴的な和声を精査してきた。ここではマクロ的な観点から、各曲の展開部がどのような方向性をもって変化してきたのかについて俯瞰してみたい。

図表 10 は、各ピアノソナタの第 1 楽章について、展開部において使用される調の数、及び展開部を除く第 1 楽章全体において使用される調の数を、それぞれ実数と延べ数で示したものである。長さの異なる楽曲を比較するため、100 小節当りに換算した調の数も併せて掲載した。<sup>(13)</sup> なお、調の実数とは同じ調を重複算定しない数値、調の延べ数とは、同じ調であっても異なる調が挟まれる場合は重複算定する数値を示す。また、図表 11 は、図表 10 の③④⑦⑧の値をグラフ化したものである。これら 2 つの図表と本稿冒頭の図表 1 から、以下の事柄が看取される。

【図表 10】各ピアノソナタ第 1 楽章における調の使用数

ソナタ番号	展開部				展開部を除く第 1 楽章全体			
	使用される調の数		100 小節当りに換算した調の数		使用される調の数		100 小節当りに換算した調の数	
	実数 ①	延べ数 ②	実数 ③	延べ数 ④	実数 ⑤	延べ数 ⑥	実数 ⑦	延べ数 ⑧
第 1 番	4	6	7.7	11.5	4	9	4.0	9.0
第 8 番 悲愴	5	8	8.1	12.9	10	22	3.8	9.2
第 17 番 テンペスト	5	5	10.0	10.0	10	26	3.9	14.6
第 21 番 ワルトシュタイン	11	16	16.7	24.2	17	40	3.8	16.9
第 23 番 熱情	12	16	17.1	22.9	14	25	4.2	13.0
第 26 番 告別	7	8	17.5	20.0	12	24	4.5	12.1
第 29 番 ハンマークラヴィエア	9	23	8.7	22.3	17	63	4.6	20.9
第 32 番	5	9	25.0	45.0	10	26	5.7	21.3

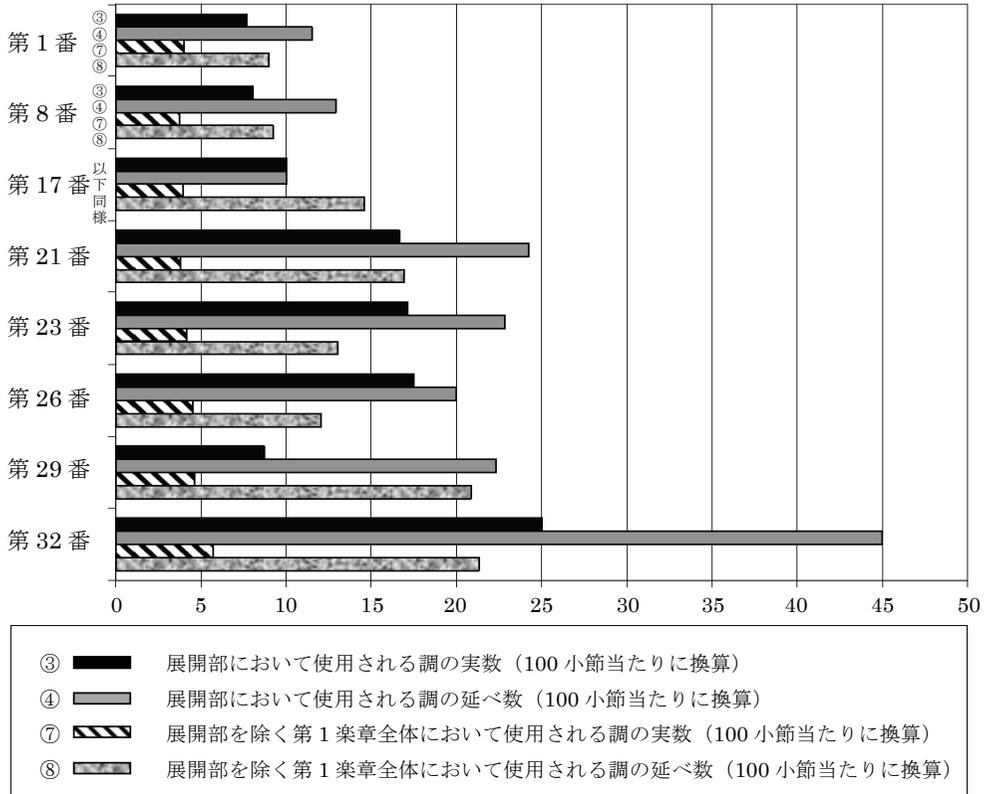
#### 1. 展開部における調的展開の深化

展開部の 100 小節当りに換算した調の実数（図表 10 の列番号③、図表 11 の横軸番号③）は、第 29 番を除いて次第に増加している。また、展開部の 100 小節当たりの調の延べ数（図表 10・11 の④）は、第 1・8・17 番に比して、第 21・23・26・29 番は約 2 倍、第 32 番では 3.5～4.5 倍に拡大している。これらの事実は、後年のピアノソナタほど展開部における転調の回数の増加と、それに伴う断片的な調の割合が高まっていることを裏付けるものであり、展開部における音楽的表現に一層の緊迫感を付与していると考えられる。

2. 限定された調の範囲内における転調頻度の増大

上記 1 と関連して、第 29 番からは興味深い事実が流露する。それは、展開部において使用される 100 小節当たりの調の実数 (③) が少ないにもかかわらず、延べ数 (④) が第 21 番・第 23 番・第 26 番とほとんど変わっていないことである。

【図表 11】



この状況は少数の調が交代で繰り返し使用されることによって生じており、既に指摘したとおり、その要因は展開部におけるフガートの存在である。図表 8 から明らかなように、第 29 番の展開部前半のフガートでは、主に B dur、c moll、Es dur、f moll の 4 つの調 (主調及び第 1 次・第 2 次近親調) が延べ 14 回も使用され、対位法的な展開手法が調の構成に影響を及ぼしていることが理解される。この傾向は第 32 番にも引き継がれ、対位法的な書式は第 29 番よりも控えめであるが、展開部において使用される 100 小節当たりに換算した調の延べ数 (④) は 45 に達し、同様に換算した調の実数 (③) の 1.8 倍に達している。

### 3. 展開部以外の部分での調的展開の進展

展開部を除く第1楽章全体の100小節当たりの調の実数(図表10及び11の⑦)に関する変化はほとんど認められないが、100小節当たりの調の延べ数(図表10及び11の⑧)については、第21番(数値16.9)まで増加した後一旦低下し、第29番(20.9)と第32番(21.3)で頂点に達している。⑧が高い値を示すことは、ソナタ形式の展開部以外の部分における調的展開の進展を意味する。それは、ことに主題間の推移(移行部)に顕著に認められ、また第8・26番の序奏部や第21・29番等の大規模なコーダの前半においても、調の流動性と安定性の対比に根差した構成が図られている。なかでも第32番は、提示部及び再現部の第1主題から第2主題への推移における調的展開に注力されており、調性の安定部分と不安定部分の対置が、提示部・展開部・展開部というソナタ形式の大きな区分間の関係に留まらず、提示部及び再現部の内部にも浸透している。上記2と関連して、再度、注意を要するのは、ベートーヴェンは展開部以外の部分における調的展開を抑制された調の範囲内において行っていることである。ベートーヴェンが動機の数に制約することによって緊密な楽曲構成を結実させるように、展開部以外の部分においては、調の数を増加させることによるのではなく、調の数を必要な範囲内に絞って計画的に運用することにより、各構成区分間の対比性を高めている。

### 4. 再現部の開始手法の変化、及び展開部と再現部の境界設定の変化

本稿冒頭の図表1の末尾列は、展開部後半における主調の小節数と、それが展開部に占める割合を示している。後者の値は第17番において56%に達するが、その後は減少を続け、第26・29番において0%になる。しかし、第32番において再び40%にまで上昇する。この状況を少し詳しく説明してみたい。

ベートーヴェンにとっては、展開部に主調のD.P.またはドミナント和音を明示する部分を設け、再現部冒頭へ向けたD→T進行によって、第1主題の復帰の効果を高めることが展開部終盤における構想の原形態(prototype)と考えられる。これが極大化したのが第17番であるが、その後は縮小傾向を示し、むしろ主調のD→T進行に依らない第1主題の再現に腐心し、そこに一つの新たな表現の可能性を求めたと思われる。このことは、既にピアノソナタ第6番の第1楽章において、第1主題の再現を主調(F dur)の第2次近親調のD durで開始し、主題の途中から主調に切り替えるという意外性のある工夫に認められる。既に述べたように、第23番において、第1主題は主調のD.P.上に再現されており、展開部の最後の2小節から始まるD.P.の解消は、第1主題の再現後、第152小節の【F:I】まで留保される。換言すれば、展開部のD.P.が再現部にまで深く進入し、トニックとしての第1主題の再現を阻止するかのよう作用しているのである。また、第29番の第1楽章では、展開部の終局で第1主題の冒頭動機を執拗に反復しながらも、和声的には主調(B dur)の遠隔調であるH durのドミナント和音が続いており、その和音の響きを徐々に変化させることによる調性の抑止と和声的な推進力の停止を通じて、第1主題が主調で復帰

する。

確かに第 32 番では、展開部後半における主調の占める割合が再び上昇し、和声的にはベートーヴェンにおける展開部終局の原形態的な外見を示している。しかし、既に主調の D.P. 上で旋律的全容が再現し、その後、再び主和音からの主題が開始されるため、D.P. が第 1 主題の復帰を効果的に演出するのではなく、むしろ D.P. によって和声的な再現と旋律的な再現の間に意図的な乖離がもたらされるのである。これは、第 23 番において D.P. が再現部内にまで拡張される状況の逆位相となり、何れの場合も、ベートーヴェンは主題の再現に関する原形態的構想に対して、ある種のねじれを生じさせることによって独自の表現を求めたと考えられる。

#### IV 結論

ベートーヴェンのソナタ形式における展開部の発展的方向性を考察するとき、その原点となる考え方は第 1 番に端的に現れている。既に明らかにしたように、このソナタの第 1 楽章展開部において使用される調 (図表 2) は、主調の第 1 次近親調の範囲内に留まり、また各調の占める小節数は少ないが、必ず D→T 進行が含まれ、明確な調性のもとの調的推移が行われる。これに加えて、提示部では *As dur* の第 2 主題への *Molldur* の和音の使用により、同主題に短調のニュアンスが付与され、再現部では、第 1 主題から第 2 主題への推移における 4 小節間の *b moll* の存在が、両主題が共に主調 (*f moll*) で回帰することを浮き上がらせる。つまり、ベートーヴェンの調的・和声的側面での基本的な考え方は、転調によって隣接する 2 つの調の対比性を示すとともに、隔たった 2 つの調の同一性を示唆すること、表現上のニュアンスを与えること、そして転調が継起する部分と一つの調が持続する部分の交代に伴う調の流動性と安定性によって、楽曲の構成に対比的関係をもたらすことにある。

特に、調と和声の流動性と安定性の対比については、当初、楽曲構成上の主要区分間の対照性を鮮明にすることに留まっていたが、その後、各主題とその間の移行部との関係、さらには主題の内部にまで浸潤する。第 26 番の第 1 主題において、冒頭の 2 小節間の半音階的和声により調性を曖昧にし、その後に D→T 進行によって主調を確立する手法はその一例であり、展開部においても、第 23 番の第 91 小節から 22 小節間にわたる *Des dur* と *des moll* の持続は、その前後の小刻みな転調 (図表 6) と対置され、また、第 29 番の展開部の第 1 部と第 3 部における調的安定性は、第 2 部の調的流動性に対照されているのである。つまり、調的な流動性と安定性の関係は、楽曲における大きな構成区分から、細部の構造へと浸透し、安定の中の不安定、不安定の中の安定という形で重層的な関係を興起させているのであり、ベートーヴェンはこの関係の巧みな統御を通じて、独自の音楽的表現を実現したのである。

注

- (1) Landon, H.C. Robbins (compiled and ed.), *Beethoven: His Life, Work and World*, Thames & Hudson Ltd, London, 1992, ISBN 978-0500015407, p.180. この言葉は、Dr. Carl von Bursy が直接ベートーヴェンから聞いたことを 1816 年 6 月 1 日の日記に記したものである。なお、この人物とベートーヴェンとの関係については明らかではない。
- (2) Sloboda, John A., *The Musical Mind: The Cognitive Psychology of Music* (Oxford Psychology Series No.5), Oxford University Press Inc., reprinted in New York, USA, 1996, ISBN 978-0198521280, pp.107-108 この言葉は、1822～1823 年頃ベートーヴェンが若い音楽家の Louis Schläsler に語ったとされる。ただし、その信頼性について疑問を呈する見解もある (Solomon, Maynard, *Beethoven Essays*, Harvard University Press, 1999, ISBN 0-674-06379-1, p.128 を参照)。
- (3) 各ピアノソナタの作曲年は、*The New Grove Dictionary of Music and Musicians*, second edition, Vol.3, pp. 119-120 に基づく。
- (4) 総小節数には、反復を含めていない。
- (5) 各図表における調の推移については、次の事項を基準に作成した。
  1.  で塗られた升目は、ドミナント和音に加えて、トニックまたはサブドミナントの和音が含まれる長調を示し、 で塗られた升目は同様に短調を示す。
  2. 上記 1 の升目の上に、さらに  が付された升目は、ペダル音が含まれることを示し、ドミナントペダルの場合は D.P. を、トニックペダルの場合は T.P. を併記した。なお、I<sub>4</sub> はドミナント和音として扱った。
  3. 上記 1 の升目の上に、さらに  が付された升目は、ドミナント和音のみで構成される調を示す。なお、D→T 進行が含まれない場合は調性が流動的なため、本稿で示した調以外にも判別できる可能性がある。
  4. 1 つの調は、1 つの横軸に表示し、各調は出現順に配列することを原則とした。ただし、図表 5～9 については、同主調を 1 つの横軸にまとめて表示した。
  5. 各図表の左端の列には、ドイツ語の調名を表記し、各調が主調の第 1 次近親調及び第 2 次近親調のうち同主調、属調の同主調、下屬調の同主調の場合は、( ) 内に調関係を示す語を併記した。
  6. 小節番号は、調ごとに、その開始と終了の番号を示すことを原則とした。ただし罫線幅の関係で複数の調をまとめた場合がある。
  7. アウフタクトから始まる小節については、原則的に 1/2 小節程度のアウフタクトは小節を半分に分けて表示し、それ未満のものは前後の小節に吸収させた。ただし、当該調の範囲が極めて狭いものについては、短いアウフタクトについても小節を半分に分けて表示した。
- (6) 近親調に関しては、特に、同主調及び 5 度圏を 2 つ離れた調 (属調の属調、下屬調の

下屬調等)の扱いについて諸説があり、統一的な定義はない。本稿では、近親調を次の2つの段階に区分し、それ以外の調は遠隔調として扱う。

- 第1次近親調 平行調, 属調, 下屬調, 属調の平行調, 下屬調の平行調。  
 第2次近親調 同主調, 属調の同主調, 下屬調の同主調, 主調の主音の長・短3度上下にある音を主音とする主調の同系調(例: 主調がC durの場合はE dur, Es dur, A dur, As dur, 主調がc mollの場合はe moll, es moll, a moll, as mollとなる)。

- (7) 本稿の和音記号は『明解 和声法』の上・下巻(植野正敏 他共著、音楽之友社、2006年)の方式による。なお、同書下巻 214・215 頁に、東京藝術大学で使用された和声テキストにおける和音記号との対照表が収録されている。
- (8) 第1主題の第1~4小節(下の譜例参照)だけを見ると、主題の冒頭のC durが確定的ではなく、G durと見ることも可能であるが、第13・14小節のD→T進行からCdurと捉えられる。同様に第5~8小節はB durとなる。

1                      2                      3                      4                      5  
 $C: I$                        $V_2$                        $V_6$                        $B: I$   
 $G: IV$                        $V_2$                        $I_6$                        $F: IV$

- (9) 展開部の役割としての「調の展開」と「主題の再現準備」の両者は、不可分な関係にあり、本来一体的に捉えるべきである。つまり、調の展開は、主調以外の調への転調の継続、調の断片化、D→T進行の中断や不完全カデンツによって調性の不安定化をもたらし、それが間接的に主調への復帰を促す原動力となり、また、展開部後半における主調のドミナント和音やD.P.の持続は、調の展開によって生じる主調復帰への趨勢を直接的に強化するからである。本稿において両者を区分するのは、和声的な書式上の違いに基づく。
- (10) この区分は、転調経過のみに基づくものである。実質的な構成区分としては、動機的展開の相違、和声的終止、和声以外の要素による行間終止(cessation)等を総合的に考慮し、第1~4部は、それぞれ第124b~123小節、第134~176小節、第177~200小節、第201~226小節とするのが適切である。
- (11) 小節番号の後の記号bは、繰り返し記号の「2番括弧」に基づく小節番号であることを示す。
- (12) 第76小節前半のG durは【g:  $V_6$ 】と捉えることもできる。何れにしても、ベートーヴェンの意図は短調において瞬間的に長調のニュアンスに触れることにあると考えられる。
- (13) 図表10における数値は、各曲のテンポ及び拍子の違いを考慮していない。

## 【研究ノート】

# 19 世紀前半ドイツの国民意識形成に関する考察

竹田 和子

はじめに

中部ヨーロッパ地域に、ドイツの国民国家「ドイツ帝国」が誕生したのは、1871年、今から150年足らず前のことにすぎない。それ以前のドイツ<sup>①</sup>は、18世紀になっても、大きなものはオーストリアから小さなものは「住民12人、ユダヤ人1人と皮肉られるような」<sup>②</sup>ものに至るまで、300以上の領邦に分かれていた。ほぼ独立国家といってもよいこれらの領邦が一つにまとまるには相当な困難があったことは想像に難くない。対外的にも、ドイツ諸領邦間においても、数々の駆け引き、交渉そして戦争を経て、ドイツ帝国はようやく誕生したのだが、そこに住む人々は共通の言語を話していたとはいえ、それぞれが「プロイセン人」、「バイエルン人」、「ハンブルク人」であり、彼らが「ドイツ人」というアイデンティティを持つには、さらに様々な人為的工夫が必要だった。「国民」の一体感を高めるため、国民的英雄を祭る祝典が催され、戦勝を記念する多くのモニュメントが造られた。それらの情報は、新聞や雑誌に掲載されて遠隔地にまで運ばれ、人々に広く共有された。

しかし「国民」の一体感を高め、ドイツ統一に寄与した市民階級は、一方で新たな分裂を見ることになった。教養市民層は18世紀に市民階級の理想の実現を求めて新聞や雑誌を発行し、「ドイツ国民」のあるべき姿を模索した。その試みは18世紀の啓蒙の時代から19世紀に大きく発展した新聞や雑誌に見て取ることができる。対ナポレオン解放戦争、3月革命、1860年から70年の3つの戦争を経てドイツ統一を経験し、第1次世界大戦に至る長い19世紀の間に、それらの定期刊行物は読者の多様化とともに、ジャンルも難易度も細分化させていった。時代の変化が雑誌というジャンルの定期刊行物にどのように反映され、また雑誌が時代とどのように関わったのかを明らかにしていきたいと考えて、これまで19世紀後半の文学世界に注目してきたが、やはりもっと前の時代からたどる必要がある。

政治における近代の歴史的発展を、ドイツの歴史家オットー・ダン Otto Dann は5段階に分類している。1. 国家形成、2. 国民形成(啓蒙の世紀)、3. 民主化と国民国家の形成(フランス革命から3月革命)、4. 民主主義と社会的公正の確立(ドイツ統一)、5. 国際的な協力・統合(第1次世界大戦後)である。<sup>③</sup> この研究ノートでは、このモデルに従って、1848年の3月革命までのドイツの歴史(第3段階まで)を概観してみたい。

第1段階：

オットー1世が962年、ローマ皇帝の位につき、神聖ローマ帝国が成立した。<sup>④</sup> しかし

11世紀以来の教皇と皇帝の対立激化により支配層である貴族たちは疲弊し、イギリスやフランスのような中央集権体制が成立しなかった。1356年の金印勅書により、神聖ローマ皇帝選挙方法と選帝侯が法文化され、さらに最高裁判権、貨幣鑄造権、関税徴収権などがそれらの選帝侯に与えられた。それにより彼らの領邦はほぼ独立国家となり、同様の権利はやがて他の諸侯にも拡大されて、帝国は大小の領邦国家が入り乱れたモザイク国家の様相を呈するようになった。一方、12世紀以降の東方植民によりドイツ人の居住地域は大きく東に広がった。さらに諸領主の婚姻や相続による新たな領土獲得により、ドイツ系の領主がドイツと考える領域と実際の「ドイツ」は異なるものになってしまった。時代により変動はあるが、西は現在のオランダから南はイタリア、東はチェコやポーランドの一部にまで広がる大帝国とその近隣地域には、当然非ドイツ系の人々も暮らしていた。帝国の政治的支配権力は、ドイツ系貴族に握られていたが、やがて非ドイツ系諸民族やその支配者たちが主権国家の創立を求める運動を開始することになる。ただし、自らの民族アイデンティティを人々が意識するようになるのは18世紀後半から19世紀になってからのことである。

#### 第2段階：

帝国の中で初めて国民意識が生まれたのは、いわゆる貴族など、支配的諸身分においてだった。彼らは自らを領邦とその領民を代表する「真の国民」<sup>5)</sup>、帝国議会内で王権に対して領邦君主制を支える第2の柱と捉えていた。しかしこれらの諸侯たちは結局自らの支配権を守ることに終始し、帝国内の国民的な国家形成は妨げられた。ダンは彼らを「身分制的国民」<sup>6)</sup>と呼んでいる。さらに16世紀の宗教改革はドイツ人には宗教的分裂をもたらし、一つの国民としてまとまることを困難にした。そしてそれに続く17世紀の30年戦争による国土の荒廃はドイツの近代化を大きく遅らせることになった。しかも貴族の共通言語はフランス語であり、身分的に同等であることの方が、民族的に同じであることよりはるかに重要だった。しかし「身分制的国民」に対して自分たちこそ国民だと主張する新たな階層が18世紀頃、登場する。ブルジョワ、官僚、教養知識人である。

啓蒙と合理主義の時代、彼らは封建社会の拘束から人間を解放しようとし、自分たちこそが「国民」であると自覚するようになった。彼らは15世紀中頃に発明された印刷術を大いに活用し、自分たちの理想を広く伝えようとしたが、それはまたドイツ語を文章語として精練する運動とも結びつき、言語共同体としてのドイツが強く意識されるようになった。もっとも、例えばドイツ系スイス人はドイツ語圏の教養社会に属していたが、決して自分たちをドイツ国民とは考えていなかった。このような文化＝国民という概念を単純に当てはめることができないのが「ドイツ」の特徴なのである。

国民国家を形成する際に、既存の国家がない場合、それは国民運動によって実現しなければならなかった。その際、その国民に他の国民とは異なる固有な特徴があれば、より効果的だった。例えば共通の言語や文化、宗教、共有された歴史などである。この時代、フ

ランス語を主に話し、フランス文化の影響下にあった貴族に対して、彼らは「国民とはみずからの言語、歴史及び人権に立脚したところの民衆の共同体」<sup>(7)</sup> であると理解するようになり、「ドイツ民族」の概念が生み出された。これについては次節で詳述する。

### 第 3 段階：

人民主権を実現したフランス革命はドイツ市民層に大きな感銘を与えたが、間もなくナポレオンにライン左岸を全て奪われ、神聖ローマ帝国が解体し、約 40 に再編された領邦のほとんどを直接・間接的に支配される事態になると、ドイツの市民層は自分たちの政治的弱さを自覚し、大きな失望が広がった。ナポレオンに占領された諸地域では、反フランスの報道は厳しく弾圧された。例えば、バーデンでは 1810 年、全ての新聞が発行を停止させられ、ティルジット条約によりフランス軍駐留を許したプロイセンではナポレオンの不興を買って介入を招くことを恐れ、政治新聞には専門の検閲局が作られた。ラインラントのドイツ語新聞はフランス語との 2 言語表記が義務づけられ、ニュルンベルクの書店主ヨハン・フィリップ・パルム Johann Philipp Palm は『奈落の底にあるドイツ』(“Deutschland in seiner tiefsten Erniedrigung”)というビラを配ったことで、1806 年 8 月 26 日に銃殺刑になってしまった。<sup>(8)</sup> そのような状況下でナポレオンへの抵抗運動は目に見える「ドイツ最初の国民運動」<sup>(9)</sup> となった。印刷された文書が著しく制限されていたため、例えばフィヒテが 1807 年から 08 年にかけてベルリンで行った有名な講演『ドイツ国民に次ぐ』(“Reden an die deutsche Nation”)やシュライエルマッハーの説教のような、口頭でのコミュニケーションがそれに代わって大きな役割を演じるようになった。人々はそれらの演説を聞いて感銘を受け、その内容が口から口へと伝わっていったのである。<sup>(10)</sup> そして女性を含むほとんど全ての住民階層が、解放戦争に関わるようになった。

しかしこの国民的運動の中に下からの政治的解放運動の兆しを見て取った人間がいた。メッテルニヒである。ナポレオン後のヨーロッパをフランス革命以前の秩序に戻すため、ウィーン会議が行われたことはよく知られているが、ドイツに関していえば、かつての神聖ローマ帝国に境界線がほぼ合致したドイツ連邦が設立された。連邦議会も作られたが、このドイツ連邦は、結局はそれぞれの領邦内で領邦君主の政治的主権が尊重される、諸君主連合であり、貴族のこれまでの支配的地位も変わらなかった。対ナポレオン戦争で一体となって戦い、国民意識に目覚めた人々にとってこれは全く満足のいくものではなかった。彼らは解放戦争から直接国民的な国家が建設されることを期待していたのだが、現実には君主たちの諸政府に敵対する側に追い込まれてしまったのである。彼らは様々な協会を組織し、そこでの催しを通じた抗議行動の形で、解放戦争時の国民的エネルギーを表明した。早いものでは既に 1814 年に愛国詩人エルンスト・モーリッツ・アルント Ernst Moritz Arndt の呼びかけで、ライプツィヒの諸国民の戦いの 1 周年記念日に最初の国民祝祭が催された。<sup>(11)</sup> 帰還兵たちを集めたフリードリヒ・ルートヴィヒ・ヤーン Friedrich Ludwig Jahn の体操運動や学生たちのブルシェンシャフトもそのような組織だった。ブルシェン

シャフト設立のきっかけとなったのは、1817年10月18日のヴァルトブルク祭である。そこではドイツ統一と自由、平等を求め、学生たちがアイゼナハ近郊のヴァルトブルク城に結集した。その熱気にあおられたかのようにイエナ大学の学生がロシアのスパイと目された文筆家アウグスト・フォン・コッツェブーAugust von Kotzebueを暗殺するという事件を起こすと、メッテルニヒは1819年カールスバートにドイツ連邦10か国の政府代表を招き、自由主義運動を抑え込むための会議を行った。カールスバート決議では、320ページ以下の書物の事前検閲を規定する出版法の他に、「好ましくない」教授を免職にしたり、学生の秘密結社を取り締まったりできる大学法や、「革命的運動」を監視する機関を設けるための捜査法なども含んでいた。そして特に重要だったのは、この決議にドイツ全ての国が従うことが求められたことである。<sup>(12)</sup> ドイツ連邦議会は、列強が会議の外で決定したことに追従するだけの機関になったことが明らかになったのである。カールスバート決議の有効期間は当初暫定的に5年間とされたが、以後更新を繰り返し、出版が自由化されるのは3月革命を待たなくてはならなかった。新聞や雑誌の発行部数は激減したが、先に述べたような協会組織が行う祝典や集会が盛んに行われるようになった。1820年代も後半になると、祝典は全国規模で参加者が集う「公衆の祝典」<sup>(13)</sup> となった。一例を挙げるとデューラー没後300年祭(ニュルンベルク、1829年)、ハンバッハ祭(1832年、ハンバッハ城)、ゲーテンベルク祭(1837年、1840年マインツ)、シラー記念祭(1839年、シュトゥットガルト)、デューラー像(1840年、ニュルンベルク)、ローラント・アーチ修復(1840年、ライン河畔)、ジャン・パウル記念碑(1841年、バイロイト)、モーツァルト記念碑(1842年、ザルツブルク)、ボニファティウス像(1842年、フルダ)、バッハ記念碑(1843年、ライプツィヒ)、ゲーテ記念碑(1844年、フランクフルト)、ドイツ合唱祭(1845年以後毎年)などである。ドイツ文化を代表する人物、聖人や英雄を記念する祝祭それ自体は、取り締まりの対象となるような自由主義的、革命的運動のように思われたい。しかし時には2万人以上の人間が全国から集まること自体、当局には大きな圧力と感じられただろうし、民族共通の英雄を称えることで、ドイツ統一と「国民」の連帯への要求を表現することができた。その中で自由や人権を求める声が上がっても、もはや誰も中止させることはできなかつただろう。

国民意識が形成される時、「我々」と「彼ら」の差異化が大きな影響を及ぼす。「我々」という集団が独自の集団であるとの感覚—ナショナル・アイデンティティ—は、他者との比較を通して強く抱くことができるからである。ナショナル・アイデンティティそのものは、決して排他的なものではない。ヨハン・ゴットフリート・ヘルダーJohann Gottfried Herderは、ある民族の性格にはその言語や文化が深い影響を与えているとし、固有の言語や伝統に根ざすことにより国民性を構築すべきだと説いた。民衆の言葉の中にこそ民族の真の文化が宿っているとして、フランス文化を模範とした貴族をはじめとするエリート層は自国に対する裏切り者だと強く批判した。しかしヘルダーは決してある文化が他の文化より優れているとか、唯一無比のものであるとは考えていなかった。全ての文化は現れ方が異なるだけで、その価値は平等であるという普遍主義が彼の思想の基礎になっていた。

そのため、彼の思想はヨーロッパ中のナショナル・アイデンティティを求めて格闘する多くの民族の間に広がった。<sup>(14)</sup> テイエスは「愛国的ナショナリズムは必ず、コスモポリタンな知的交流を伴う」としているが、実際にヘルダーや後のグリム兄弟の論文は各国語に翻訳され、学者間でその知識、理論、調査方法などが応用され、互いに影響を与え合っていたのである。<sup>(15)</sup> 「愛国的ナショナリズム」が自らの優越性を誇示して、他者を排除する排他的性格を持つようになるのは、19 世紀以降である。それには産業革命による社会構造の変化、人口増による都市化の進行など、社会に蔓延した不安が大きな影響を与えていた。

カールスバート決議によって自由主義を求める市民層を押さえつけようとする政策は、1848 年、ついに限界を迎えた。フランスの 2 月革命の知らせを聞いたドイツ諸邦の市民たちは、次々と街頭に出ていった。メッテルニヒは失脚、恐れをなした諸侯たちは出版の自由を認め、国民国家創設のための憲法を制定するため、フランクフルト国民議会が開催された。しかし 1 年も経たないうちに諸侯たちは力を取り戻し、1848 年に認められるに至った様々な権利は無効とされ、厳しい検閲制度も復活し、結局 3 月革命は失敗に終わってしまった。その原因はいろいろあるが、一つは自由を求める市民層が分裂したことにある。もともと祖国の統一と自由を求めたのは、裕福で教養ある市民層だった。しかし彼らは、君主を元首とする立憲的国民国家の実現を求めた。それに対して 3 月革命に向かう運動の中で、さらに急進的な人民主権と議会主義、共和主義を求める民主主義者たちが現れた。19 世紀中ごろになると、自由主義市民たちは既にエリート層となり、より下の階層に対して、既得権を守ろうという意識が働くようになっていた。彼らは民衆諸階層を恐れ、革命を早く終結させようと君主たちと結ぶことを選んだのである。そもそも市民社会の原理をはぐくみ、自由や因習からの解放を求めたドイツの啓蒙主義者たちの多くは官吏だったため、国家に逆らうような議論は展開しなかった。市民と下層の大衆ははっきりと区別されており、民主主義的思考とは無縁だった。一般の大衆を啓蒙することは必要だと考えても、大衆みずからが主導権を握ることはあつてはならなかったのである。<sup>(16)</sup> この分裂は後のドイツ統一と国民国家建設の過程に大きな影響を与えることになった。

終わりに

オットー・ダンによる 5 段階のモデルに依拠しつつ、ドイツの歴史的発展をその第 3 段階まで追ってみた。統一的な中央集権国家にはならず、領邦国家に分裂し、しかもドイツ系の人々が実際に住む地域と、ドイツであると考えられていた地域がまったく一致しなかったドイツで国民国家を形成することは簡単ではなかった。国内は政治的にも社会的にも、民族的にも分裂しており、国民の一体感を演出する必要もあった。今後は 3 月革命以後の国民国家形成過程において、これまで扱ってきた雑誌というジャンルの定期刊行物がどのような役割を果たしたのかを明らかにしていきたい。

注

- (1)「ドイツ」(Deutschland)という言葉が初めて使われたのは15世紀である。元来官庁で使われる言葉だったラテン語に対する民衆の言葉を指していた古高ドイツ語の「ディウテイスク」(diutisk)や中高ドイツ語の「ディウチュ」(diuetsch)という言葉に「国」を表す「ラント」Land が結びついてできたものである。(林健太郎編：世界各国史3『ドイツ史』増補改訂版 山川出版社 1993年 ISBN 978-4-634-41030-3. 1ページ以下、成瀬治 他著：世界現代史 20『ドイツ現代史』山川出版社 1992年 ISBN 978-4-634-42200-X. 2ページ以下参照。)厳密に考えれば、政治機構としての「ドイツ」は1871年まで存在したわけではなかったが、本稿では今日のドイツを形成することになる諸地域を、必要に応じて、便宜上、「ドイツ」と呼ぶことにする。
- (2)林健太郎、前掲書 198 ページ。
- (3)オットー・ダン著 末川清 他訳：『ドイツ国民とナショナリズム 1770 - 1990』名古屋大学出版会 1999年 ISBN 978-4-8158-0373-0. 3-11 ページ参照。
- (4)ただし「神聖ローマ帝国」という国名が初めて用いられたのは1254年である。林前掲書 68、74 ページ参照。
- (5)ダン前掲書 4 ページ。
- (6)同 3 ページ以下参照。
- (7)同 32 ページ以下。
- (8)Vgl. Jürgen Wilke: Grundzüge der Medien- und Kommunikationsgeschichte. UTB 3166. Böhlau, Stuttgart, 2008 ISBN 978-3-8252-3166-8. S.166ff.
- (9)ダン前掲書 45 ページ。
- (10)Vgl. Wilke, a.a.O., S.179f.
- (11)ダン前掲書 64 ページ参照。
- (12)Vgl. Wilke, a.a.O., S.183f.
- (13)ダン前掲書 68 ページ。
- (14)アンヌ＝マリ・ティエス著 斎藤かぐみ訳：『国民アイデンティティの創造 十八～十九世紀のヨーロッパ』勁草書房 2013年 ISBN 978-4-326-24841-4. 28ページ以下、特に 33-37 ページ、ダン前掲書 31 ページ以下参照。
- (15)ティエス前掲書 63 ページ以下参照。
- (16)若尾雄二・井上茂子編著 『近代ドイツの歴史—18世紀から現代まで』 第2章：姫岡とし子著 「啓蒙の世紀」 ミネルヴァ書房 2005年 ISBN 978-4-6230-4359-0. 38 ページ以下参照。

大阪音楽大学大学院音楽研究科  
修士作品の曲目及び修士作品に関する論文の題目  
修士論文の題目  
修士演奏の曲目及び修士演奏に関する論文の題目  
(2014 年度)

修士作品の曲目及び修士作品に関する論文の題目

1. 作曲専攻(作曲) ..... 菱田 麻耶  
(演奏曲名)  
Comme des tableaux  
  
(論文名) ミュージカル「ウエスト・サイド物語」における作曲技法
2. 作曲専攻(作曲) ..... 柳原 美咲  
(演奏曲名)  
Le Pole Sud  
  
(論文名) 映像と音楽の融合についての考察

修士演奏の曲目及び修士演奏に関する論文の題目

3. 声楽専攻(オペラ) ..... 斉戸 英美子  
(演奏曲名)  
Charles François Gounod シヤルル・フランソワ・グノー  
《Roméo et Juliette》より  
  
(論文名) シヤルル・グノー作曲《ロメオとジュリエット》—ジュリエットの心情の変化を中心に—
4. 声楽専攻(オペラ) ..... 長谷川 紗希  
(演奏曲名)  
Gian Carlo Menotti ジャン・カルロ・メノッティ  
《The Telephone》より  
  
(論文名) ジャン・カルロ・メノッティの一幕オペラ《電話》—伝統と革新—
5. 声楽専攻(歌曲) ..... 小川 恭平  
(演奏曲名)  
Edward Benjamin Britten エドワード・ベンジャミン・ブリテン  
《Sechs Hölderlin-Fragmente》 op.61

Menschenbeifall  
Die Heimat  
Sokrates und Alcibiades  
Die Jugend  
Hälfte des Lebens  
Die Linien des Lebens

《Winter Words》 op.52  
At Day-close in November  
Midnight on the Great Western  
Wagtail and Baby  
The little old Table  
The Choirmaster's Burial  
Proud Songsters  
At the Railway Station, Upway  
Before Life and After

(論文名) 20世紀イギリス音楽におけるブリテンの位置づけ ―連作歌曲を中心に―

6. 声楽専攻(歌曲) ..... 中澤 侑吾  
(演奏曲名)

Erich Wolfgang Korngold エーリヒ・ヴォルフガング・コルンゴルト  
《Sechs einfache Lieder》 op.9  
Schneeglöckchen  
Nachtwanderer  
Sommer

《Österreichischer Soldatenabschied》

《Lieder des Abschieds》 op.14  
Sterbelied  
Dies eine kann mein Sehnen nimmer fassen  
Mond,so gehst du wieder auf  
Gefaßter Abschied

《Unvergänglichkeit》 op.27  
Unvergänglichkeit

《Five songs》 op.38  
I wish you bliss  
My mistress' eyes

《Sonett für Wien》 op.41

(論文名) E.W.コルンゴルトの生涯と歌曲作品についての考察 ―《Lieder des Abschieds》Op.14を中心に―

7. 器楽専攻(ピアノ) ..... 小野 文  
 (演奏曲名)  
 Johann Sebastian Bach ヨハン・ゼバスティアン・バッハ  
 ゴルトベルク変奏曲 BWV988  
  
 (論文名) バッハ《ゴルトベルク変奏曲》に関する一考察 —“Spaß”の表出について—
8. 器楽専攻(ピアノ) ..... 高木 菜々子  
 (演奏曲名)  
 Robert Alexander Schumann ローベルト・アレクサンダー・シューマン  
 花の曲 変ニ長調 op.19  
 幻想曲 ハ長調 op.17  
  
 (論文名) 幻想と現実の交錯 —ロベルトとクララの相互関係—
9. 器楽専攻(ピアノ) ..... 田村 響  
 (演奏曲名)  
 Franz Liszt フランツ・リスト  
 ソナタ ロ短調 S.178  
 パガニーニによる大練習曲 第3番 嬰ト短調 S.141 「ラ・カンパネラ」  
  
 (論文名) フランツ・リストのピアノソナタに見る二律背反
10. 器楽専攻(管弦打) ..... 野崎 智美  
 (演奏曲名)  
 一柳 慧 Toshi Ichiyonagi  
 Rhythm Gradation for timpani  
  
 Werner Thärichen ヴェルナー・テーリヒェン  
 Konzert für Pauken und Orchester op. 34  
  
 (論文名) 現代におけるティンパニ作品についての考察 —柳慧の《リズム・グラデーション》を中心に—

[作曲者名、演奏曲名は修士演奏会のプログラムに基づく。また、論文名は本人記載の題目届に拠る。]

2015 年度 研究助成報告

研究助成

特別研究(芸術分野)	実施日順
・久保洋子	未来の音風景 Vol.2 能楽と現代音楽 -舞囃子とコンテンポラリーダンス- (2015年6月9日(火)19:00 兵庫県立芸術文化センター 小ホール) 2016年2月22日 報告書提出
・里井宏次	里井宏次&ザ・タロー・シンガーズ 20周年記念コンサート (2015年9月5日(土)13:00 ザ・シンフォニーホール) 2015年10月5日 報告書提出
・青柳いづみこ	1915年のドビュッシー 〈ショパンへの想い〉 (2015年9月26日(土)14:30 HAKUJU HALL) 2015年10月29日 報告書提出
・鳥居知行	鳥居知行 ピアノリサイタル (2015年11月2日(月)19:00 いづみホール) 2016年1月7日 報告書提出
・土井 緑	土井 緑 ピアノリサイタル ～パリで煌めく作曲家達～ (2015年11月19日(木)19:00 ザ・フェニックスホール) 2016年2月 報告書提出予定
・藤井快哉	藤井快哉 ピアノリサイタル2015 プレイズ ショパン (2015年12月11日(金)19:00 ザ・フェニックスホール) 2016年1月18日 報告書提出
・油井美加子	油井美加子 ピアノリサイタル (2015年12月15日(火)19:00 兵庫県立芸術文化センター 小ホール) 2016年2月10日 報告書提出

研究成果出版

出版日順

・木村寛仁	「THE PHOENIX」(CD) (2015年5月 刊行) 2015年6月25日 報告書提出
・中村孝義	「ベートーヴェン 器楽・室内楽の宇宙」(書籍) (2015年11月 刊行) 2015年11月30日 報告書提出
・和泉耕二	「和泉耕二 歌曲集」(書籍) (2015年11月 刊行) 2016年1月13日 報告書提出

執筆者一覧 (掲載順)

藤本敦夫 (教職)

永田孝信 (作曲)

竹田和子 (外国語)

研究委員会構成員 (五十音順)

赤松二郎           池田重一

熊谷美紀           竹田和子

\*永田孝信           西村理

福榮宏之           藤本敦夫

水谷雅男           土井緑

\*印は編集代表

---

研究紀要 第五十四号

2016年3月1日 発行

(2016年3月31日 WEB公開)

編集           研究委員会

発行           大阪音楽大学

大阪音楽大学短期大学部

〒561-8555

大阪府豊中市庄内幸町1丁目1番8号

電話 06-6334-2136

URL : <http://www.daion.ac.jp/>

---

ISSN 0286-2670

BULLETIN  
OF  
OSAKA COLLEGE OF MUSIC

Vol. LIV

2015

---

Contents

Preface ..... (1)

Summaries ..... (2)

**Articles**

School System Reform and the Legal Adult Age

— A Forgotten Problem in Japan's Education Reform— ..... FUJIMOTO Atsuo ..... (5)

Progressive Tendencies in the Development Sections of Beethoven's Piano Sonatas : Construction  
Techniques through Modulation and Harmony ..... NAGATA Takano bu ..... (23)

**Notes**

Zur Entstehung des deutschen Nationalbewusstseins in der ersten Hälfte des 19. Jahrhunderts  
..... TAKEDA Kazuko ..... (43)

---

Published by  
**Osaka College of Music**  
**Osaka Junior College of Music**  
**Osaka**  
**JAPAN**